

第二章 会議

第一節 開会、休憩及び散会

三七 委員会の開会の日時は、委員長がこれを定める

委員会の開会の日時は、委員長がこれを定める。この場合において、委員長は理事と協議するの为例とする。

参照 二四号、三八号、二二二号、一三二一号

三八 委員会の開会の要求は、委員の三分の一以上の連署する文書

によってこれを行う

参議院規則第三十八条第二項の規定による委員会の開会の要求は、委員実数の三分の一以上の委員の

「規第三八条
の八」

「規第三八条
の八」

連署する文書によってこれを行う。要求の文書には、会議に付する案件を記載するのを例とするが、併せて開会の日時を記載した例も多い。

委員会の再開を要求するときも同様とする。

参照 三七号、三九号、諸表五

三九 委員会の開会の要求書に日時が記載されている場合において

も、開会の日時は委員長がこれを定める

委員の三分の一以上から委員会の開会の要求があったときは、委員長は委員会を開かなければならない定めであるが、委員会開会の要求書に日時が記載されている場合においても、開会の日時は委員長がこれを定める。

なお、委員会開会要求書に記載された日時が経過しても要求は効力を失わない。

参照 三七号、三八号、諸表五

四〇 委員会の定例日に関する例

第一種委員会は、会期の始めに理事会において委員会の定例日を定めるのを例とするが、会期ごとに定めることなく定例日を従来どおりとした例も多い。

なお、特別委員会においても委員会の定例日を定めた例が少なくない。

また、会期終了期日の切迫その他審査又は調査の急を要する場合には、定例日以外の日に委員会を開いた例が少なくない。

(注) 第一種委員会とは、内閣、総務、法務、外交防衛、財政金融、文教科学生、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境の各委員会をいう。

四一 審査日程に関する例

予算委員会においては、理事会において審査日程を作成し委員会に報告するのを例とするが、これを委員会に諮って定めた例もある。また、決算委員会においては、理事会において審査日程を定めるのを例とするが、これを委員会に諮って定めた例もある。

なお、その他の委員会において審査日程を定めた次のような例がある。

第十二回国会平和条約及び日米安全保障条約特別委員会（昭和二十六年十月二十二日）において、

平和条約の締結について承認を求めるの件外一件の審査に当たり、委員長大隈信幸君は、あらかじめ理事会において作成した審査日程を委員会に諮ったところ、委員会はこれを可決した。

その他同例がある。

（注）ここにいう審査日程とは、特定の議案についての審査日程をいう。

休日第一条

四二 委員会は、日曜日その他の休日には開かないのを例とする

委員会は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日には開かないのを例とするが、会期終了期日の切迫その他審査又は調査の急を要する場合には、これらの日においても委員会を開いた例がある。

参照 三七号

規第三七条
規第三八条
「規第八〇条
の八」

四三 委員会の開会時刻は、午前十時又は午後一時と定めるのを例

とする

委員会の開会時刻は、午前十時又は午後一時と定めるのを例とするが、議院の会議のあるときは議事散会後と、また、都合によってはその他の時刻に定めた例も少なくない。

参照 三七号、四四号

規第三七条
規第八〇条
の八」

四四 委員会を議院の会議中に開くには、あらかじめ議長の許可を

受けることを要する

委員会は、議院の会議中は原則として開くことができないが、案件の審査又は調査の急を要するとき、公聴会を開くとき、参考人の出席を求めているとき等審査又は調査の必要により、議院の会議中にこれを開くには、あらかじめ議長の許可を受けることを要する。

分科会、小委員会及び連合審査会を開く場合についても同様とする。

なお、議院の会議において、重要議案が上程されるとき又は定足数を欠くおそれがあるとき等の場合

に、委員会の開会を許可されず、又は開会の許可を取り消された例がある。

四五 委員会の開会の通知は、参議院公報をもつて行う

委員会の開会の日時、会議室及び会議に付する案件は、あらかじめ参議院公報に掲載して通知するのを例とするが、早急に開会する必要があつたため、口頭により通知した次のような例もある。

第四回国会懲罰委員会において、昭和二十三年十二月二十三日（同日衆議院解散）議員中西功君懲罰事犯の件が付託されたので、委員長太田敏兄君は、口頭により、直ちに委員会を開会する旨を全委員に通知し、委員会を開いた。

その他同例がある。

第十三回国会地方行政委員会（昭和二十七年七月三十日）において、警察法の一部を改正する法律案の審査に当たり、同日は会期の終了日であつて深更まで会議が続けられ午後十一時十三分休憩に入ったが、会期が一日間延長されたので、委員長西郷吉之助君は、口頭により、審査の都合上翌日午前零時五分から委員会を開会する旨を全委員に通知し、委員会を開いた。

なお、後刻これを参議院公報に掲載した。

参照 三七号、一三三二号

四六 委員会は、委員会議室において開く

委員会は、院内の委員会議室において開くのを例とする。ただし、議院運営委員会は、議長応接室において開くのを例とする。

四七 委員会の定足数は、委員の実数を基礎として算定する

委員会の定足数は、その委員の半数とする定めであるが、その算定に当たっては、委員（委員長を含む。）の実数を基礎とする。

参照 四八号、一三三三号

「国第四九条
の四」
の四」

四八 委員会開会后一時定足数を欠く場合に関する例

委員会開会后退席者があつて一時定足数を欠く場合においても、質疑についてはなお委員会を継続した例が少なくない。

参照 四七号

四九 休憩及び散会は、委員長がこれを宣告する

休憩及び散会は、委員長において適宜宣告するのであるが、委員長の發議又は委員の動議により、委員会に諮つて宣告した例も少なくない。

五〇 委員の席は、特定しないのを例とする

委員の席は、特定しないのを例とする。ただし、予算委員会においては、委員の席を会派別に特定するのを例とする。

なお、特別委員会の委員の席を特定した次のような例がある。

第三十四回国会日米安全保障条約等特別委員会議事会（昭和三十五年四月二十日）において、委員の席を会派別とし、まず、理事の席を定め、次いで理事以外の委員の席を五十音順に定めた。

第五十回国会日韓条約等特別委員会議事懇談会（昭和四十年十一月二十日）において、委員の席を会派別に定めた。

以後同例がある。

五一 委員打合会に関する例

案件の審査若しくは調査に関する諸問題又は委員会の運営等について必要があるときに、委員長は、理事との協議に基づき、委員打合会を開くことがある。

委員打合会の開会の通知は、あらかじめ参議院公報をもって行うのを例とするが、必要に応じ随時口頭によりこれを行った例もある。

委員打合会については、会議録を作成しないが、委員長及び理事又は委員の協議により、これに速記を付し、その記録を印刷して議員に配付した例も少なくない。

委員打合会を開いた主な例を挙げれば次のとおりである。

第二十六回国会閉会後の昭和三十二年八月十二日文教委員会は、閉会中の継続審査及び継続調査の案件がなかったが、水害による教育関係の被害対策等について委員打合会を開き、関係政府当局から説明を聴き、質疑を行った。

第四十七回国会閉会後の昭和三十九年十二月十九日決算委員会は、昭和三十七年度決算外三件の審査日程、委員派遣その他の委員会の運営に関する諸問題について委員打合会を開き、協議を行った。

第六十七回国会昭和四十六年十二月十四日大蔵委員会は、国際通貨問題、中小企業の金融問題等について委員打合会を開き、委員相互に意見の開陳を行うとともに関係政府当局から参考意見を聴いた。

第二節 案件の審査及び調査

第一款 法律案

五二 法律案審査の順序

法律案を審査するには、まず、発議者、衆議院の委員長（その代理者を含む。）又は発議者、所管の国務大臣等から当該法律案の趣旨説明を聴き、必要に応じて補足説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、表決に付するのを例とする。

（注）衆議院において修正が行われた場合におけるその修正に係る部分の説明については「五六 議案が衆議院において修正された場合の説明に関する例」参照

参照 五七号

五三 審査案件が数個あるときは、議題とする順序は委員長が定める

委員会において審査すべき案件が数個あるときは、議題とする順序は委員長が定める。この場合において、委員長は理事会に諮ってその順序を定めた例が多い。

参照 五四号

五四 審査の便宜上必要があるときは、数個の議案を一括して議題とし審査を行う

委員会において審査すべき数個の議案が対案関係にある場合、内容が関連する場合その他の場合で、審査の便宜上必要があるときは、これを一括して議題とし審査を行う。

参照 五三号

五五 衆議院において修正された議案については、送付案を原案として審査する

内閣提出議案が、衆議院において修正され本院に送付されたときは、本院は、衆議院の送付案を原案として審査する。

参照 五六号

五六 議案が衆議院において修正された場合の説明に関する例

議案が衆議院において修正された場合には、その修正に係る部分について、衆議院の当該委員会の委員長（その代理者を含む。）又は修正案の提出者から説明を聴くのを例とするが、発議者又は国務大臣等から説明を聴いた例もある。また、内容が明瞭なためこれを聴かなかつた次のような例もある。

第十九回国会人事委員会（昭和二十九年五月二十日）において、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法案の審査に当たり、委員長松浦清一君は、理事会の決定に基づき、修正部分の内容が明瞭であるので衆議院から説明を聴かない旨述べたところ、別に異議もなかつたの

で説明を聴かなかつた。

その他同例がある。

参照 五五号

規第三九条

五七 議案の趣旨説明を省略した例

委員会に議案が付託されたときは、まず、議案の趣旨について説明を聴く定めであるが、議院の会議において趣旨説明を聴取した等のため、委員長が委員会又は理事会に諮ってこれを省略した次のような例がある。

(一) 議院の会議において趣旨説明を聴取したため省略した例

第二十三回国会地方行政委員会（昭和三十年十二月十二日）において、昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案の審査に当たり、同案の趣旨説明は、議院の会議（同月九日）において聴取したため、これを省略した。

その他同例がある。

(二) 連合審査会において趣旨説明を聴取したため省略した例

第二十二回国会地方行政委員会（昭和三十年七月三十日）において、地方道路譲与税法案の審査に当たり、同案の趣旨説明は、地方行政、大蔵、運輸、建設委員会連合審査会（同月二十八日）において聴取したため、これを省略した。
その他同例がある。

(三) 前国会の特別委員会において趣旨説明を聴取し、閉会中も継続して審査したため省略した例

第六十八回国会沖繩及び北方問題に関する特別委員会（昭和四十六年十二月二十九日）において、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案外四件の審査に当たり、同案外四件は、前国会の沖繩及び北方問題に関する特別委員会において趣旨説明を聴取し（同月十五日）、継続審査に付され（同月二十七日会期終了日）、閉会中（同月二十八日）においても審査を続け、かつ、同特別委員会は、前国会の特別委員会と設置目的及び構成委員が同一であったため、その趣旨説明を省略した。
以後同例がある。

(四) 前国会において審査未了となった議案と同一内容のため省略した例

第十回国会地方行政委員会（昭和二十六年二月一日）において、行政書士法案（衆議院提出）の審査に当たり、同案は前国会において趣旨説明を聴取し、審査未了となった行政書士法案（衆議院提出）と同一内容であったため、その趣旨説明を省略した。
その他同例がある。

(五) 委員会提出の法律案が衆議院において継続審査に付され、後会において当該委員会に付託されたため省略した例

第四百四十三回国会国民福祉委員会（平成十年九月十七日）において、精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案の審査に当たり、同案は前国会において同委員会が提出し、衆議院において継続審査に付された後、当国会において同委員会に付託されたものであったため、その趣旨説明を省略した。
その他同例がある。

(六) 両院合同打合会において案を作成したため省略した例

第二回国会文化委員会（昭和二十三年七月四日）において、国民の祝日に関する法律案（衆議院提出）の審査に当たり、同案は両院文化委員合同打合会において作成したものであったため、その

国第五〇条
規第五〇条
「国第五四
規の四」
「規第八〇
の八」

趣旨説明を省略した。

(注) 質疑及び討論の省略については次のような了解事項がある。

第四十六回国会昭和三十九年六月十九日、議長重宗雄三君は、法務委員会における暴力行為等処罰に関する法律の一部を改正する法律案の審査に関連し、自由民主党及び日本社会党に対し「委員会における質疑及び討論の省略については全会一致の場合を除いては行わないこと」を要請し、両党はこれを了承した。次いで同日の議院運営委員会理事会上においてこの旨を確認した。

五八 委員会提出の法律案決定の順序

委員会が法律案を提出しようとするときは、まず、その草案について提案者から趣旨説明を聴き、これに対して質疑を行い、必要に応じて国務大臣等の意見を聴取する等検討の上、委員長が発議により、これを法律案として委員会から提出することを議決するのを例とする。

参照 五九号、一五二号、三三七号、諸表六

五九 委員会提出の法律案については、字句の整理及び趣旨説明の内容を、委員長に一任するのを例とする

委員会提出の法律案については、これを決定するに当たり、字句の整理の必要があるときはその整理、及び議院の会議における趣旨説明の内容を、委員長に一任するのを例とする。

参照 五八号

六〇 中間報告が行われた法律案について委員会の審査に期限が付された例

第六十一回国会昭和四十四年七月二十五日の議院の会議において、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案について、社会労働委員長吉田忠三郎君から中間報告が行われた後、藤田正明君外一名提出の「社会労働委員長から中間報告があった健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案は、来る二十八日午後十一時までに社会労働委員会で審査を了することの動議」が可決され、同案の審査に期限が付された。社会労働委

員会は、同月二十六日、二十七日及び二十八日委員会を開いて同案の審査を行ったが、同月二十八日の委員会において、委員小野明君から「審査期限の延長を求めることの動議」が提出され、その取扱いについて協議中審査期限を経過し、同案の審査を終了するに至らなかった。

なお、同月三十日の議院の会議において、同案が議題となったとき、社会労働委員長吉田忠三郎君は、中間報告後における委員会の審査の経過について報告した。

(注) 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案については、昭和四十四年六月十八日の議院の会議において趣旨説明を聴取し、七月十四日衆議院から送付されたが、社会労働委員会においては、その審査に期限が付された後、同月二十六日趣旨説明を聴き、審査を行った。

参照 二一九三号

六一 法律案の審査中憲法第五十九条第四項の期間が経過しても、 委員会は引き続き審査を行う

委員会において審査中の法律案について、本院に受領後国会休会中の期間を除き六十日を経過しても、衆議院において本院がその法律案を否決したものとみなす旨の議決をしない限り、委員会は引き続き

審査を行う。

なお、衆議院がその議決をした例を挙げれば次のとおりである。

第十三回国会人事委員会において審査中の国家公務員法の一部を改正する法律案（昭和二十七年五月二十九日受領）及び保安庁職員給与法案（五月三十一日受領）について、七月三十日衆議院から本院に対し、両案につき参議院が否決したものとみなす議決を行った旨の通知があった。

第十三回国会厚生委員会（昭和二十七年七月三十日）において、国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案（五月三十一日受領）の討論中、衆議院から本院に対し、同案につき参議院が否決したものとみなす議決を行った旨の通知があった。

第六十九回国会総務委員会において審査中の地方税法等の一部を改正する法律案外二件（平成二十年二月二十九日受領）について、四月三十日衆議院から本院に対し、三案につき参議院が否決したものとみなす議決を行った旨の通知があった。

第六十九回国会財政金融委員会において審査中の平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案外一件（平成二十年二月二十九日受領）について、四月三十日衆議院から本院に対し、両案につき参議院が否決したものとみなす議決を行った旨の通知があった。

第八十三回国会政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において審査中の衆議院小選挙

区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（平成二十五年四月二十三日受領）について、六月二十四日衆議院から本院に対し、同案につき参議院が否決したものとみなす議決を行った旨の通知があった。

参照 諸表八

六二 衆議院から議決を要しないものとなった旨の通知があった法律案は、その通知書の受領と同時に消滅したものと取り扱う

予備審査の法律案につき、衆議院から議決を要しないものとなった旨の通知があったときは、通知書の受領と同時に当該法律案は消滅したものと取り扱う。

六三 委員会の議題となった議員発議案の撤回は、委員会の許可を

要する

発議者が議案を撤回するには、委員会の議題となる前の議案については、その申出によりこれを行うことができるが、委員会の議題となった議案については、委員会の許可を要する。

(注) 内閣が議案を撤回するには、委員会の議題となる前の議案については、その申出によりこれを行うことができるが、委員会の議題となった議案については、議院の承諾を要する。

参照 諸表七

六四 法律案について審査報告書を撤回し再び審査を行った例

第四十八回国会農林水産委員会(昭和四十年四月十三日)において、食料品総合小売市場管理法案の審査に当たり、委員長仲原善一君は「去る四月八日の本委員会において決定いたしました本案の審査報告書の取り下げにつきましては、同日議長の許可を得ましたので、これより本案について再質問に入りたいと存じます。」と述べ、再び質疑を行い、討論の後、これを修正議決した。

第二款 予算

六五 総予算審査の順序

総予算を審査するには、まず、財務大臣から趣旨説明を、次いで副大臣から補足説明を聴いた後、総括質疑及び一般質疑を行い、この間公聴会を開き、さらに他の委員会に対し当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱し、又は数個の分科会に分けてその審査に付し、これらの審査が終わった後、再び総括質疑を行い、討論の後、表決に付するのを例とする。

(注) 1 総予算の補足説明は政府委員から聴いていたが、国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成十一年法律第百十六号）施行後の平成十二年度総予算の審査においては政務次官から、平成十三年度総予算の審査以降は副大臣から聴くこととなった。

なお、昭和五十四年度総予算の審査以降はこれを省略し、会議録の末尾に掲載している。

2 予算委員会の総括質疑は、国政全般にわたり総括的な問題について、内閣総理大臣の出席の下に内閣の

統一の見解をただすものであり、一般質疑は、主として各省担当事項について、所管大臣の見解をただすものである。(昭和三十四年十一月二十四日予算委員会理事會了解事項)

なお、総予算の審査においては、国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成十一年法律第百十六号)施行後の平成十二年度総予算の審査以降、総括質疑を「基本的質疑」、再び行われる総括質疑を「締めくくり質疑」と称している。

昭和五十一年度、平成元年度、平成五年度、平成六年度、平成八年度及び平成十年度の総予算の審査に当たっては、審査期間の関係上、一般質疑を行わなかった。

- また、総予算の審査において、必要に応じ、「集中審議」と称してテーマを特定した質疑が行われている。
- 3 総予算の委嘱審査は、第九十六回国会における参議院規則の一部改正(昭和五十七年三月三日議決)により、その規定が設けられ、昭和五十七年度総予算の審査以降行われることとなったが、昭和六十二年度及び平成元年度の総予算の審査に当たっては、審査期間の関係上、委嘱審査を行わなかった。

- 4 分科会は、昭和五十六年度総予算の審査以前においては設けられていた(昭和二十七年、昭和二十八年及び昭和五十一年度の総予算の審査においては設けられなかった。)が、昭和五十七年度総予算の審査以降は設けられていない。

参照 六八号、六九号、一三五号、一七八号、二二〇号、二四七号

六六 補正予算審査の順序

補正予算を審査するには、まず、財務大臣から趣旨説明を聴き、必要に応じて補足説明を聴いて、総括質疑を行い、討論の後、表決に付するのを例とするが、総括質疑及び一般質疑に分けて質疑を行った例もある。

なお、公聴会を開き、又は分科会に分けた次のような例がある。

第一回国会予算委員会において、昭和二十二年度一般会計予算補正（第七号）の審査に当たり、公聴会（昭和二十二年十一月二十一日及び二十二日）を開いた。

以後同例がある。

第一回国会予算委員会（昭和二十二年八月十八日）において、昭和二十二年度一般会計予算補正（第七号）外二件の審査に当たり、分科会に分けた。

なお、その後補正予算の審査に当たり分科会に分けた例はない。

（注）補正予算の補足説明は、昭和五十四年度補正予算の審査以降はこれを省略し、会議録の末尾に掲載していたが、平成十一年度補正予算の審査以降、補足説明は行われていない。

参照 六五号、一三五号

六七 暫定予算審査の順序

暫定予算を審査するには、まず、財務大臣から趣旨説明を聴き、必要に応じて補足説明を聴いて、総括質疑を行い、討論の後、表決に付するのを例とする。
なお、公聴会を開いた例及び分科会に分けた例はない。

(注) 暫定予算の補足説明は、昭和四十三年度暫定予算の審査以降行われていない。

参照 六五号、一三五号

六八 予算の趣旨説明は、衆議院予算委員会に引き続き同日これを聴くのを例とする

予算の趣旨説明は、衆議院予算委員会に引き続き同日これを聴くのを例とするが、後日聴いた例もある。

六九 予算委員会が他の委員会に対し、総予算について審査を委嘱

するには、委員長が発議により、委員会において決定する

予算委員会が他の委員会に対し、総予算について審査を委嘱するには、委員長の発議により、委員会において決定するが、その際、審査を委嘱する委員会、各委員会の所管省庁及び委嘱審査期間を決定するのを例とする。

参照 六五号

七〇 総予算について審査の委嘱を受けた委員会は、所管の国務大臣等から予算の説明を聴いた後、質疑を行うが、採決は行わない

総予算について審査の委嘱を受けた委員会は、まず、所管の国務大臣等から予算の説明を聴いた後、質疑を行うが、討論、採決は行わない。

参照 六五号、六九号

七 一 総予算について審査の委嘱を受けた委員会は、その審査の後、

委員長から審査概要を予算委員会に報告する

総予算について審査の委嘱を受けた委員会は、その審査の後、委員長から委嘱審査報告書を予算委員長に提出し審査概要を報告する。

委嘱審査報告書の作成は委員会の議決により委員長に一任するのを例とする。

参照 六九号

七 二 予算の審査中憲法第六十条第二項の期間が経過した例

第十九回国会予算委員会において、昭和二十九年度一般会計予算外二件（昭和二十九年三月四日受領）を審査中、右三件につき、憲法第六十条第二項に規定する三十日の期間が経過した。

第百十四回国会予算委員会において、平成元年度一般会計予算外二件（平成元年四月二十八日受領）を審査中、右三件につき、憲法第六十条第二項に規定する三十日の期間が経過した。

参照 諸表九

第三款 決算及び決算に準ずるもの

七三 決算審査の順序

決算を審査するには、まず、財務大臣から決算について、会計検査院長から決算の検査報告について、それぞれ全体にわたる説明を聴いた後、全般的な質疑を行い、次いで各省各庁及び政府関係機関別にその所管の国務大臣及び政府関係機関の長等から説明を聴き、会計検査院当局からも説明を聴いて、細部の質疑を行った後、更に総括的な質疑を行い、討論の後、表決に付するのを例とする。

なお、決算の審査方針等について決定した次のような例がある。

○決算の審査方針等に関する決算委員会決定

第一回国会決算委員会（昭和二十二年八月六日）

第一 決算審査の根本方針

一 審査の厳正

国庫金等の会計経理は戦時の余弊もあり近時放漫に流れる嫌いがあることにかんがみ、決算の審査は、飽迄厳正にこれを行うこと。

第二章 会議

第二節

案件の審査
及調査

第二款

予算（七一）、
決算及び決算（七二）
に準ずるもの（七三）

六七

二 両議院の決定の単一化

従来帝国議会の決算審査においては、同一事項について貴衆両議院の決定が相違していたが、国会が国権の最高機関となった今日参衆両議院の間にこのようなことがあれば、内閣各省も適從に苦しむこととなるから、出来る限り両議院の決定が一致するようにすること。これがためには国会法を改正して、国会における決算の審議方法を、法律案又は予算案と等しからしめることが一案であるが、差当り国会法第四十四条の合同審査会制度を活用してこの目的を達成するようにすること。

三 会計検査院との関係

憲法及び会計検査院法により会計検査院が有する独立の権限については、これを尊重するが、進んで国会は同院を耳目とし、これと一体となつて、会計検査の完全を期する。この一体化を確保するために、決算委員又は専門調査員は会計検査院の検査の過程においても、検査後においても、同院と不断に密接な連絡を図る。唯相互の性質上会計検査院の検査が法律的效果を持ち、事務的傾向を有するに對して、国会の検査は政治的效果をも持つこととなり、これに伴い国会としては、例えば当該出納官吏のみでなく、その支出官等命令者の責任又は非違を犯して退官若しくは退職したものの責任をも追及し得、或は個々人のみでなく特定の行政官庁等の一

部又は全部の経理状況の是非をも審査し得るものとする。

第二 決算審査の手續順序

一 委員会における審査の順序

内閣から決算書類及び会計検査院の検査報告書の提出があつたときは、委員会を開いて、大臣から決算について、会計検査院長から決算検査報告について、全体にわたる説明を聴いた後、委員は大体の質疑を行い意見を述べ、次に各分科会における審査期限を定めて分科に付託する。各分科会から審査報告書の提出があつたときは、再び委員会を開き、各主査から審査の経過及び結果を報告せしめ、質疑及び討論を行った後、異議がある収支の款項に限りこれを議題として表決に付し、異議がない款項は総括してこれを表決に付すること。

二 分科会における審査の順序

各分科会においては、分科所管の決算及び検査報告について、國務大臣若しくは政府委員及び会計検査官若しくは同院事務局幹部の説明を求めた後、委員から質疑をなし意見を述べ、次いで仮決議をする。仮決議は正副主査打合せにおいて、更にこれを審議し、合同審査会の議を経た後、再び分科会を開いて本決議をすること。

三 合同審査会の審査

合同審査会は、通常分科の仮決議の後本決議の前に、本委員の全部又は一部が衆議院決算委員の全部又は一部と共にこれを開いて、両議院の決定の一致をはかること。本委員会は右の方針に関し衆議院決算委員会の同調を希望すること。

四 決議方針

委員会における決算の決議方針は左の通りとすること。

- (一) 会計検査院の批難事項の中、その決定に異議がないものは、その旨を議決する。
- (二) 批難事項及びその他の部分の中、会計検査院の議決に異議があるものについては、具体的事項について然るべき議決をする。

- (三) その他の款項については、異議がないと議決する。

五 決議案

決算中重要な違法又は不当の収支があると認めるときは、委員会から決議案を具えて報告し得る途を開くことが適当であるが、差当り委員長が、議員の資格で決議案を登議し、他の決算委員が賛成者となつて提出し、議院の議決を求めるとすること。

- 六 財政法附則第三条の規定は、国会法及び会計検査院法によつて、本委員会が決算を審査することを妨げない趣旨であると解釈すること。

第四十回国会決算委員会（昭和三十七年五月五日）

一 決算の審査にあたっては、会計検査院の検査報告中心の審査方法を改め、国会が議決した予算及び関係法律が適正、かつ、効率的に執行されたかをはじめ決算全般について審査し、あわせて政策の実績批判を行うものとする。

二 この基本方針の下に左の通り審査を行う。

- (一) 予算で定められた歳入歳出が現実の収入支出としてどようになったかを審査する。
- (二) 予算執行の経済効果、行政効果等国費の効率使用について審査する。
- (三) 決算検査報告に掲記の有無にかわりなく、各省庁、政府関係機関等にわたり審査することとし、必要に応じこのうちから重点的に取り上げて審査する。
- (四) 財政投融资は効果的に運用されているかを決算とあわせ審査する。
- (五) 決算に関連する事項で現年度中の予算執行に問題あるものについては随時これを取り上げる。
- (六) 重要な問題については現在の当局者だけでなく、執行当時の責任者その他の関係者も招致して事態を究明する。
- (七) 決算の審査は次年度の決算が国会に提出されるまでには終局する。

三 審査の結果左の処置を具体化する。

- (一) 政府が負責の実を挙げるよう追及し、必要により所管大臣に警告を発する。
- (二) 改善を要すると認められるもの、その他不当な事項等については所管大臣に対し、改善のための具体策等について説明を求め、また警告を発する。
- (三) 将来の計画樹立及び執行に反映するよう内閣全般に徹底させる方策を講ずる。
- (四) 審査の結果を国会の予算審議及び立法に反映させる具体的方策を講ずる。

参照 七六号、八一号

七四 決算については、決算検査報告に関し説明書が提出される

決算の提出に際しては、会計検査院の検査報告で指摘された不当事項及び意見を表示され又は処置を要求された事項に対する各省各庁の弁明を内容とする「決算検査報告に関し国会に対する説明書」が、決算審査の参考として決算委員会に提出される例である。

参照 七三号

七五 決算について総括的な質疑を行うに当たっては、内閣総理大臣が出席するのを例とする

決算について締めくくりの総括的な質疑を行うに当たっては、内閣総理大臣が出席するのを例とする。なお、全般的な質疑の際にも内閣総理大臣が出席した次のような例がある。

平成十三年度決算の審査においては、全般的な質疑及び締めくくりの総括的な質疑を行うに当たって内閣総理大臣以下全大臣が出席した。以後同例がある。

参照 七三号

七六 決算につき議決するには、委員長においてあらかじめ議決案を作成し、これを表決に付するのを例とする

決算につき議決するには、決算の審査方針に基づき、委員長においてあらかじめ議決案を作成し、これを表決に付するのを例とする。

議決案の内容については次のとおりである。

一 昭和二十年度決算から昭和三十三年年度決算までの決算についての議決は、第一回国会決算委員会（昭和二十二年八月六日）において決定された審査方針に基づき、次のような内容とするのを例とした。

- (一) 会計検査院の批難事項中、同院と意見を同じくするものについてはその旨
- (二) 会計検査院の批難事項及びその他の部分中、同院と意見を異にするものについてはその旨
- (三) その他異議がないものについてはその旨
- (四) 警告又は要望すべき事項

二 昭和三十四年度決算から昭和三十九年度決算までの決算についての議決は、第四十回国会決算委員会（昭和三十七年五月五日）において決定された審査方針に基づき、次のような内容とするのを例とした。

- (一) 審査の経過及び会計検査院の指摘事項等に鑑み、必要と認めた事項についての内閣に対する警告

- (二) 右の警告を与えることとしたほか異議がない。

三 昭和四十年年度決算についての議決は、第五十七回国会決算委員会（昭和四十二年十二月二十一

目)における決定に基づき、次のような内容とした。以後決算の議決については、この例によっている。

(一) 本件決算は、これを是認する。

(二) 内閣に対する警告

参照 七三号、七七号

七七 決算につき警告の議決をしたときには、これに対し関係国務

大臣が所信を述べるのを例とする

警告決議に対しその後内閣の採った措置については、財務大

臣が報告するのを例とする

決算につき内閣に対し警告の議決をしたときには、これに対し関係国務大臣がそれぞれ所信を述べるのを例とする。

警告決議に対しその後内閣の採った措置については、財務大臣等が報告するのを例とする。

(注) 1 昭和二十年度決算及び昭和二十二年度決算から昭和二十七年年度決算までは、決算についての議決をした

とき、内閣に対し警告決議を行ったが、所信の表明はなかった。

昭和二十八年年度決算から昭和三十二年年度決算までは、質疑終局前に必要と認めた各省各庁に対し警告決議を行い、関係国務大臣等が所信を述べ、決算についての議決をしたとき、内閣に対し警告決議を行ったが、所信の表明はなかった。

昭和三十三年年度決算から昭和三十七年度決算までは、決算についての議決をしたとき、内閣に対し警告決議を行い、これに対し大蔵大臣が所信を述べた。

昭和二十一年度決算及び昭和三十八年度決算以降、決算についての議決をしたとき、内閣に対し警告決議を行い（昭和六十一年度決算から平成二年度決算まで及び平成十八年度決算については警告決議は行われなかった。）、これに対し関係国務大臣等が所信を述べている。

2 昭和三十九年度決算以降、警告決議に対し内閣の採った措置については、財務大臣等から報告が行われている。

参照 七三号、七六号

七八 国有財産増減及び現在額総計算書及び国有財産無償貸付状況
総計算書は、決算と併せて審査を行い、是認するか否かを議
決するのを例とする

国有財産増減及び現在額総計算書及び国有財産無償貸付状況総計算書は、決算と併せて審査を行い、
決算についての議決に引き続き是認するか否かを議決するのを例とする。

（注）昭和六十年年度国有財産増減及び現在額総計算書及び昭和六十年年度国有財産無償貸付状況総計算書までは、異
議の有無を議決するのを例としていた。

参照 七三号、八一号

七九 国庫債務負担行為総調書を審査するには、財務大臣等から説
明を聴いて、質疑を行い、討論の後、是認するか否かを議決
するのを例とする

国庫債務負担行為総調書を審査するには、まず、財務大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の

後、是認するか否かを議決するのを例とする。

（注）昭和六十一年度国庫債務負担行為総調書までは異議の有無を議決するのを例としていた。

参照 八一号

八〇 日本放送協会の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書を審査するには、総務大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、議決するのを例とする

日本放送協会の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書を審査するには、総務大臣等から説明を聴いた後、参考人（日本放送協会会長）から説明を聴き、必要があるときは会計検査院当局からも説明を聴き、質疑を行い、討論の後、議決するのを例とする。

その議決については次のとおりである。

第六十回国会通信委員会（昭和四十三年十二月十九日）において、昭和四十年年度の日本放送協会の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書については、これを是認するか否かを議決することとし、警告する事項がある場合には、次に警告する事項についても議決することを決定した後、この決定に基づき同件を議決した。以後、この例によっている。

なお、警告の議決を行った例はない。

（注） 1 放送法第七十四条の規定に基づき内閣から国会に提出される日本放送協会の貸借対照表等は、第六十八回国会において同法の一部改正（平成十九年法律第三十六号）が行われる前は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書とされていた。

2 昭和二十五年から昭和三十九年度までの日本放送協会の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書については、異議の有無を議決するのを例としていた。

参照 八一号

八一 決算及び決算に準ずるものは、会期中に審査が終了するに至らなかつた場合においては、後の国会において引き続き審査するのを例とする

決算及び決算に準ずるものは、その審査が会期中に終了するに至らず、かつ、閉会中審査を継続しなかつた場合にも、後の国会において再び付託され、前の会期における審査に引き続きこれを審査するのを例とする。

なお、通常選挙後初めて召集される国会においては、前の会期における審査の経過を認める旨の決定を行った例が多い。

(注) 決算に準ずるものとは次のものをいう。

国有財産増減及び現在額総計算書

国有財産無償貸付状況総計算書

国庫債務負担行為総調書

日本放送協会の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

参照 二九八号、三〇〇号

第四款 条約

規第三九条

八二 条約審査の順序

条約を審査するには、まず、外務大臣等から趣旨説明を聴き、必要に応じて補足説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承認すべきか否かを議決するのを例とする。

八三 条約の審査中憲法第六十一条の期間が経過した例

第三十回国会外務委員会において、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件外二件（昭和三十三年十一月一日受領）を審査中、右三件につき、憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

憲第六一条
国第八三条
第三
第二三三條

第二章 會議

第二節

案件の審査
及び調査

第三款 決算及び決算
に準ずるもの

第四款 条約 (八二、八三)

八一

第三十四回国会日米安全保障条約等特別委員会において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるとの件外一件（昭和三十五年五月二十日受領）を審査中、右二件につき、憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

第五十一回国会外務委員会において、関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約及び千九百五十年十二月十五日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるとの件（昭和四十一年四月二十六日受領）を審査中、憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

第七十二回国会外務委員会において、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるとの件外一件（昭和四十九年三月十九日受領）を審査中、右二件につき、憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

第八十回国会外務委員会において、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚^{だな}の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚^{だな}の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるとの件（昭和五十二年五月十日受領）を審査中、憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

第百六十九回国会外交防衛委員会において、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本の譲許表）の修正及び訂正に関する二千八年一月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求めるとの件外二件（平成二十年五月十三日受領）を審査中、右三件につき、憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

なお、委員会の審査終了後において、議院の会議の議題となる前に憲法第六十一条の期間が経過した例がある。その例を挙げれば次のとおりである。

第四十八回国会において、千九百六十三年十二月十七日に国際連合総会決議第九百九十一号（XXXI）によって採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるとの件（昭和四十年四月三十日受領）は、五月二十五日に外務委員会の審査を終わったが、議院の会議の議題となる前に憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

第七十一回国会において、千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会決議第二千八百四十七号（XXXVI）によって採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるとの件外一件（昭和四十八年五月十日受領）は、六月七日に、また、原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるとの件（昭和四十八年七月十日受領）は、七月十七日に、それぞれ外務委員会の審査を終わったが、い

ずれも議院の会議の議題となる前に憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

第八十六回国会において、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の締結について承認を求めるの件外二件（平成二十六年四月二十二日受領）は、五月二十日に外交防衛委員会の審査を終わったが、議院の会議の議題となる前に憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

（注）第六十九回国会において、国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件外三件（平成二十年五月二十日受領）及び東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件外一件（平成二十年五月二十二日受領）は、いずれも委員会に付託される前に憲法第六十一条に規定する三十日の期間が経過した。

参照 諸表九

八四 衆議院送付の条約を継続審査とした例

第五十一回国会外務委員会（昭和四十一年六月二十七日）において、委員長木内四郎君は、アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件（五月三十一日受領）につき、継続審査要

求書を議長に提出することを諮ったところ、委員会はこれを可決した。次いで同日の議院の会議において、本件は閉会中も審査を継続することに決定した。

(注) 本条約は、第五十二回国会において昭和四十一年七月十八日本院から衆議院に送付、同月二十二日衆議院において承認された。

参照 二九八号

第五款 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等

八五 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等を審査するには、
は、財務大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、
承諾を与えるべきか否かを議決するのを例とする

予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、特別会計の予算総則の規定に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書等を審査するには、まず、財務大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承諾を与えるべきか否かを議決するのを例とするが、一部を除いて承諾を与えるべきもの

第二章 会議

第二節

案件の審査
及び調査

第四款

条約 (八四)

第五款

予備費使用総調書及び各
省各庁所管使用調書等

(八五)

八五

と議決した次のような例がある。

第五回国会決算委員会（昭和二十四年五月十六日）において、昭和二十二年度予備費使用総調書の審査に当たり、委員中平常太郎君から広島工業専門学校の部分を不承諾とすることの意見が述べられ、これに対し他の委員から賛成の意見が述べられた後、委員長奥主一郎君は「昭和二十二年度予備費使用総調書中、広島工業専門学校予備費使用を除いた部分について承諾を与えるものと議決する」ことを諮ったところ、委員会はこれを可決した。

（注） 1 委員長の発言の中の、広島工業専門学校予備費使用とは、文部省所管、北海道大学理学部実験工場
火災復旧等に必要な経費のうち、工業専門学校の項の支出である。

2 本件は、昭和二十四年五月十二日衆議院において、内閣所管、経済安定本部機構拡充に必要な経費のうち経済安定本部の項、地方経済安定局設置に必要な経費のうち経済安定本部の項、総理庁火災復旧に必要な経費のうち総理庁の項、文部省所管、北海道大学理学部実験工場火災復旧等に必要経費のうち工業専門学校の項、運輸省所管、水路図誌回収に必要な経費のうち水路部の項を除いて承諾すると議決され、承諾しない部分を抹消して本院に送付された。

なお、予備費使用総調書について、分割して採決を行った次のような例がある。

第三十八回国会決算委員会（昭和三十六年五月十七日）において、昭和三十四年度一般会計予備費

使用総調書（その２）、昭和三十五年度一般会計予備費使用総調書（その１）の討論に当たり、委員相澤重明君から昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書（その２）中、安保条約に署名のための全権団派遣等に必要な経費及び昭和三十五年度一般会計予備費使用総調書（その１）中、三池炭鉱争議及び安保反対闘争に対する警備関係の経費について反対であり、その他の経費については賛成する旨の意見が述べられた後、採決に入り、委員長佐藤芳男君は「これらについては御異論もあるようでございますので、分割して採決いたします。」と宣告し、まず、昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書（その２）中、外務省所管、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約署名のための全権団派遣等に必要な経費及び昭和三十五年度一般会計予備費使用総調書（その１）中、総理府所管、三池炭鉱争議及び安保改定反対闘争等に伴う警備活動に必要な経費について採決し、多数をもって承諾を与えるべきものと決定し、次に、これらの経費を除くその他の経費全部について採決し、全会一致をもって承諾を与えるべきものと決定した。よって、同委員長は「これにて昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書（その２）、昭和三十五年度一般会計予備費使用総調書（その１）は、多数をもって承諾を与うべきものと議決されました。」と宣告した。

（注）「予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書」については、昭和四十一年度までは「予備費使用総調

書」として提出されていたが、昭和四十二年度から各省各庁所管使用調書を加えた件名で提出されることとなった。

第六款 決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

八六 決算調整資金からの歳入組入れに関する調書を審査するには、財務大臣から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承諾を与えるべきか否かを議決するのを例とする

決算調整資金からの歳入組入れに関する調書を審査するには、まず、財務大臣から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承諾を与えるべきか否かを議決するのを例とする。

第七款

その他の国会の承認又は議決を求める案件、議員の逮捕について許諾を求めるの件、決議案、規則案等

八七

国会の承認を求める案件を審査するには、所管の国务大臣等から趣旨説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承認すべきか否かを議決するのを例とする

次の案件を審査するには、まず、所管の国务大臣等から趣旨説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承認すべきか否かを議決するのを例とする。

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、国の地方行政機関の設置に関し承認を求めるの件
国家公務員法第十三条第五項及び地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

第二章 会議

第二節

案件の審査
及び調査

第六款

決算調整資金からの歳入組入れに関する調査
その他の国会の承認又は議決を求める案件議員の逮捕について許諾を求めるの件 決議案、規則案等

第七款

(八七)

八九

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、対応措置を講じたことについて承認を求め
るの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を審査するには、まず、総務大臣から趣旨
説明を、参考人（日本放送協会会長）から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、承認すべきか否か
を議決するのを例とする。

なお、衆議院送付案（一部不承認）のとおり承認すべきものと議決した次のような例がある。

第五回国会商工委員会（昭和二十四年五月二十一日）において、地方自治法第百五十六条第四項の
規定に基づき、繊維製品検査所の支所設置に関し承認を求めるの件について「衆議院送付案通り承
認すべきもの」と議決した。

（注）本件は、昭和二十四年五月二十日衆議院において、広島、岡山、久留米を除き、今治、足利、松本、加
茂、浜松について承認すると議決され、承認しない部分を抹消して本院に送付された。

八八 国会の議決を求める案件を審査するには、所管の国务大臣等から趣旨説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、可否を議決するのを例とする

次の案件を審査するには、まず、所管の国务大臣等から趣旨説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、可否を議決するのを例とする。

日本国憲法第八条の規定による議決案

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

八九 議員の逮捕について許諾を求めるの件を審査するには、国务

大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、許諾を与えるべきか否かを議決するのを例とする

議員の逮捕について許諾を求めるの件を審査するには、まず、国务大臣等から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、許諾を与えるべきか否かを議決するのを例とする。

なお、本件について審査した例を挙げれば次のとおりである。

第三回国会議院運営委員会において、議長から同委員会に諮問された議員の逮捕について許諾を求めたの件につき、昭和二十三年十一月八日政府委員（検務長官）木内曾益君から説明を聴き、質疑を行い、翌九日も國務大臣（法務総裁）殖田俊吉君及び同政府委員に質疑を行った。同月十一日も質疑を続けたが、委員中村正雄君から提出された質疑終局の動議が可決され、さらに同君から提出された討論を省略して直ちに採決することの動議が可決されたので、委員長村上義一君は、本件について採決を行ったところ、委員会は許諾を与えることに異議がないと決定した。

第十九回国会議院運営委員会において、同委員会に付託された議員の逮捕について許諾を求めたの件につき、昭和二十九年四月十二日法務大臣犬養健君及び政府委員（法務省刑事局長）井本臺吉君から説明を聴き、翌十三日質疑を行い、十四日も質疑を行った後、質疑を終局し、討論がなかったため、委員長寺尾豊君は、本件について採決を行ったところ、委員会は許諾を与えるべきものと議決した。

第四百十回国会議院運営委員会において、同委員会に付託された議員の逮捕について許諾を求めたの件につき、平成九年一月二十九日國務大臣（国家公安委員会委員長）白川勝彦君及び政府委員（警察庁長官）國松孝次君から説明を聴き、質疑を行い、討論の後、委員長下稻葉耕吉君は、本

件について採決を行ったところ、委員会は許諾を与えるべきものと議決した。

なお、右三件についての説明及び質疑は秘密会において行った。

(注) 第十九回国会議院運営委員会(昭和二十九年四月十二日)において、議員の逮捕について許諾を求めるのが提出されたときは、議長はこれを議院運営委員会に付託する旨の決定があった。

参照 一七二号、諸表一五

九〇 決議案、規則案等の審査に関する例

決議案及び規則案は、委員会の審査を省略し、議院の会議において審議する例が多いが、委員会に付託され、これを審査した例がある。

(一) 決議案を審査し議決した例

第八回国会運輸委員会(昭和二十五年七月二十九日)において、日本国有鉄道の本州及び九州における地方組織改革実施延期に関する決議案について、発議者菊川孝夫君から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、これを否決した。

第六十八回国会法務委員会(昭和四十七年五月十一日及び十二日)において、沖縄恩赦から選挙違

反者を除外することを求める決議案について、発議者鈴木強君から説明を聴いて、質疑を行い、討論の後、これを否決した。

(注) 委員会に付託された決議案は、審査未了となった例が多い。

(二) 規則案を審査し議決した例

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年六月二十七日）において、参議院規則案について質疑を行い、討論の後、これを修正議決した。

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年八月十二日）において、参議院緊急集会規則案について、発議者下條康麿君から説明を聴いた後、これを可決した。

(注) 参議院緊急集会規則は、第二十二回国会昭和三十年三月十八日廃止された。

第百八十六回国会議院運営委員会（平成二十六年六月十九日及び二十日）において、国会法等の一部を改正する法律案、参議院規則の一部を改正する規則案及び参議院情報監視審査会規程案の審査に当たり、同規則案及び同規程案については発議者長谷川岳君から説明を聴き、三案について質疑を行ったところ、委員宮本周司君から提出された質疑を終局し、討論を省略して直ちに採決することの動議が可決されたので、委員長岩城光英君は、三案について採決を行い、これを可決した。

賀詞案、弔詞案起草について次のような例がある。

第十五回国会立太子の礼及び成年式につきたてまつる賀詞案起草特別委員会（昭和二十七年十一月八日）において、皇太子殿下の立太子の礼及び成年式に当たり、天皇陛下並びに皇太子殿下に奉る賀詞の案文について協議を行い、賀詞案を決定した。

以後同例がある。

第十回国会弔詞案起草に関する特別委員会（昭和二十六年五月十九日）において、皇太后陛下の崩御につき弔意を表するための弔詞の案文について協議を行い、弔詞案を決定した。
以後同例がある。

（国第五六条）

九一 委員会において決議案の発議につき協議した例

第一回国会在外同胞引揚問題に関する特別委員会（昭和二十二年八月五日）において、在外同胞引揚に関する感謝とその引揚促進に関する決議案に関して協議を行い、その文案を作成するため、小委員会を設けた。同月九日の委員会において、小委員会から報告された文案について協議した後、全委員を発議者としてこれを提出することに決定した。

その他同例がある。

第二十二回国会地方行政委員会（昭和三十年七月二十二日）において、合併市町村の育成強化に関する決議案の内容等について協議した後、全委員を発議者としてこれを提出することに決定した。その他同例がある。

なお、理事会において決議案の発議につき協議した次のような例がある。

第七十一回国会沖縄及び北方問題に関する特別委員会理事会（昭和四十八年九月二十日）において、北方領土の返還に関する決議案の案文等について協議した後、同委員会の全委員を発議者又は賛成者としてこれを提出することに決定した。

その他同例がある。

第八款 請願

九二 請願審査の順序

規第一六八条

請願を審査するには、まず、紹介議員又は事務局から趣旨の説明を聴き、必要に応じて関係政府当局

から意見を聴いて、質疑を行い、その処理について意見を述べた後、表決に付するのを例とするが、理事會においてあらかじめ請願の取扱いを協議した後、委員會においてはその協議の結果について報告を聴き、表決に付した例も多い。

九三 請願は、請願文書表に記載された順序によって審査するのを例とする

請願は、請願文書表に記載された順序によって審査するのを例とするが、同趣旨の請願又は関連がある請願については、記載の順序にかかわらず、これを一括して審査するのを例とする。

参照 五四号、九二号

九四 請願の審査を小委員会等に付した例

(一) 小委員会に付した例

第一回国會運輸及び交通委員會（昭和二十二年八月二十八日）において、委員長板谷順助君は、請願

を審査するため小委員会を設けることを発議したところ、委員会はこれを可決した。
その他同例がある。

第十三回国会法務委員会（昭和二十七年二月十一日）において、委員長小野義夫君は、会社更生法案関係の請願の審査を、会社更生法案外一件の法律案審査のため設けた会社更生法案等に関する小委員会に付することを発議したところ、委員会はこれを可決した。

その他同例がある。

第十五回国会厚生委員会（昭和二十七年十二月十一日）において、委員長藤森眞治君は、母子福祉に関する請願及び遺族援護に関する請願の審査を、社会保障制度に関する調査のため設けた母子福祉に関する小委員会及び遺族援護に関する小委員会にそれぞれ付することを発議したところ、委員会はこれを可決した。

その他同例がある。

(二) 特定の委員に審査させた例

第五回国会農林委員会（昭和二十四年五月十九日）において、請願の審査に関し、林業及び開拓関係については委員石川進吉君及び徳川宗敬君に、一般農業関係については委員藤野繁雄君及び北村一男君にそれぞれ審査させることに決定した。

その他同例がある。

参照 一九九号

(国第七九条)

九五 紹介議員が議員の地位を失った場合にも、そのまま請願の審査を行うのを例とする

請願は、これを紹介した議員が辞職、退職、逝去等により議員の地位を失った場合においても、そのまま審査するのを例とする。

九六 請願は、採択すべきもの又は不採択とすべきものと議決する

委員会において、請願は、採択すべきもの又は不採択とすべきものと議決し、採択すべきものと議決した請願については、なお内閣に送付するを要するか否かを議決する。また、請願を保留と決定し、以後審査を行わないことがある。

なお、委員会は請願について議院の会議に付するを要しないと決定することができる定めがある。

国第八〇条
規第一七〇条
第一七二条

参照 九二号、九七号

規第一七一条

九七 請願について願意の一部を除き採択する場合には、意見書案を付する

委員会において採択すべきものと決定した請願については、議長に提出する報告書に意見書案を付することができる定めであるが、願意の一部を除き採択する場合には、その旨を記載した意見書案を付する。

なお、右の場合のほか、請願の願意実現に際しての希望を述べるなど、委員会において必要と認め意見書案を付した例がある。

参照 九六号

九八 審査中の議案に関連がある請願は、当該議案の審査が終了するまで表決に付さない

委員会において審査中の議案に関連がある請願は、当該議案の審査が終了するまで表決に付さない。

○議案に関連する請願の採決の時期に関する議院運営委員会決定

第十二回国会議院運営委員会（昭和二十六年十一月十六日）

委員会においては、議案の内容に関連した請願の採否の決定は、その議案が議決されるまで行わないこととする。

参照 九九号

九九 既に委員会の決定があつた議案に関連する請願の処理に関する例

既に委員会の決定があつた議案に関連する請願は、保留とした例が多いが、次のような例もある。

第十三回国会人事委員会（昭和二十七年六月十八日）において、宮崎県都城市の地域給に関する請

（規第一七〇条）

願（第八六九号）の審査に当たり、同請願は、その願意が一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（五月六日委員会修正議決）の趣旨に合致するため、採択することに決定した。

その他同例が少なくない。

第四十六回国会建設委員会（昭和三十九年六月二十六日）において、河川法案反対に関する請願（第一八五六号）の審査に当たり、同請願は、その願意が河川法案（同月二十二日委員会修正議決）に反対であるため、不採択と決定した。

その他同例がある。

参照 九八号

第九款 懲罰事犯の件

一〇〇 懲罰事犯の件審査の順序

懲罰事犯の件を審査するには、まず、議長又は懲罰動議の提出者から説明を聴き、質疑を行った後、

本人又は代理の議員から弁明を聴き、また、必要に応じて本人及び関係者の尋問を行い、討論の後、表決に付するのを例とする。

参照 諸表一〇

(国第二〇条)

一〇一 議長又は懲罰動議の提出者の説明に関する例

院議に基づき付託された懲罰事犯の件については、懲罰動議の提出者から動議提出の理由について説明を聴くのを例とするが、既に議院の会議において懲罰動議の趣旨説明が行われたことにより、これを聴かなかつた次のような例もある。

第四回国会懲罰委員会（昭和二十三年十二月二十三日）において、議員中西功君懲罰事犯の件の審査に当たり、懲罰動議の提出者から説明を聴くことなく、直ちに本人の弁明を聴取した。

第五回国会懲罰委員会（昭和二十四年五月三十一日）において、議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件の審査に当たり、懲罰動議の提出者から説明を聴くことなく、懲罰動議の提出者に対し質疑を行った。

第八十五回国会懲罰委員会（平成二十五年十一月二十一日）において、議員アントニオ猪木君懲

罰事犯の件の審査に当たり、委員長北澤俊美君は委員会に諮って懲罰動議の提出者の説明を省略した。

議長が国会法第二百一十一条第一項の規定により付託した懲罰事犯の件について、議長から説明を聴いた例を挙げれば次のとおりである。

第七回国会懲罰委員会（昭和二十五年四月四日）において、議員小川友三君懲罰事犯の件の審査に当たり、議長佐藤尚武君から説明を聴いた。

参照 一〇〇号、一二二号

規第二四〇条

一〇二 本人から弁明の申出があるときは、委員長はこれを許可する

懲罰事犯の件の審査に当たり、本人から弁明のため発言したいとの申出があるときは、委員長は適時これを許可する。

参照 一〇〇号

一〇三 本人に対する尋問は、本人から弁明を聴いた後、引き続き
て行うのを例とする

懲罰事犯の件の審査に当たり、本人の申出に基づき弁明を聴いたときは、引き続き本人を尋問するのを例とする。

また、尋問のため本人の出席を求めたときは、尋問に先立って本人から弁明を聴くのを例とする。

参照 一〇〇号、一〇二号、一〇四号

一〇四 本人から弁明の申出がなく、また、尋問のため本人の出席
も求めなかった例

第五回国会及び第六回国会懲罰委員会（昭和二十四年五月三十日―十月三十一日）において、議員金子洋文君、中西功君、板野勝次君、カニエ邦彦君懲罰事犯の件の審査に当たり、カニエ邦彦君からは弁明の申出がなく、また、尋問のため同君の出席も求めなかった。

第百八十五回国会懲罰委員会（平成二十五年十一月二十一日）において、議員アントニオ猪木君懲罰

事犯の件の審査に当たり、アントニオ猪木君から弁明の申出がなく、また、尋問のため同君の出席も求めなかった。

規第二三九条

一〇五 関係者の尋問に関する例

懲罰事犯の件の審査に当たっては、関係者の出席を求めて尋問した例が多いが、関係者に対する尋問を行わなかった次のような例がある。

第四回国会懲罰委員会（昭和二十三年十二月二十三日）において、議員中西功君懲罰事犯の件の審査に当たり、関係者に対する尋問を行わなかった。

第百八十五回国会懲罰委員会（平成二十五年十一月二十一日）において、議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件の審査に当たり、関係者に対する尋問を行わなかった。

参照 一〇〇号

一〇六 本人及び関係者の出席要求手続に関する例

本人及び関係者を尋問するため、その出席を求めるには、議長を経てこれを行う定めであるが、関係者として本院の議員及び職員の出席を求めるには、成規の手続を省略して、委員長から直接これを行うのを例とする。また、本人の出席を求めるには、成規の手続を省略して、委員長から直接これを行った例が多いが、議長を経て、その出席を求めた次のような例もある。

第五回国会懲罰委員会（昭和二十四年五月二十一日）において、議員星野芳樹君懲罰事犯の件の審査に当たり、本人を尋問するため、議員星野芳樹君の出席を求めることを決定し、議長を経て、その出席を求めた。

第七回国会懲罰委員会（昭和二十五年四月四日）において、議員小川友三君懲罰事犯の件の審査に当たり、本人を尋問するため、議員小川友三君の出席を求めることを決定し、議長を経て、その出席を求めた。

参照 二五一号

一〇七 証人として関係者の出頭を求めた例

第五回国会閉会後の懲罰委員会において、議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件の審査に当たり、昭和二十四年六月二十一日関係者議員矢野西雄君外議員二名を、また、十月二十四日関係者議員北村一男君をそれぞれ同委員会の証人として出頭を求め、その証言を聴取した。

参照 一二五四号

一〇八 委員外議員が関係者に尋問を行った例

第五回国会及び同国会閉会後の懲罰委員会において、議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件の審査に当たり、委員外議員中野重治君は、委員会の許可を得て、昭和二十四年五月三十一日関係者衛視長下倉辰男君外二名に対し、また、六月一日関係者議員團伊能君に対しそれぞれ尋問を行った。

参照 一二四号

一〇九 懲罰動議の提出者が証拠物件を提出した例

第十三回国会懲罰委員会（昭和二十七年七月二十四日）において、議員岩間正男君外十六名懲罰事犯の件の審査に当たり、懲罰動議の提出者溝淵春次君は、動議提出の理由について説明の際証拠物件として記録写真を提出した。

一一〇 実地検証を行った例

第五回国会閉会後の昭和二十四年六月一日懲罰委員会は、議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件の審査のため、事犯が発生した議長席周辺の実地検証を行った。

一一一 懲罰事犯の件の討論に当たっては、事犯者ごとに、懲罰を科すべきものか否か及び懲罰を科すべきものとする場合にはその種類についても併せて述べるのを例とする

懲罰事犯の件の討論に当たっては、事犯者ごとに、懲罰を科すべきものか否か及び懲罰を科すべきものとする場合にはその種類についても併せて述べるのを例とする。

なお、討論に入った後、委員長が理事会協議の結果を報告した次のような例もある。

第百八十五回国会懲罰委員会（平成二十五年十一月二十一日）において、議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件の審査に当たり、討論に入った後、委員長北澤俊美君から、理事会協議の結果、議員アントニオ猪木君に対し三十日間の登院停止の懲罰を科すべきものとの意見で一致した旨報告があり、別に意見もなく、表決に付した。

参照 一〇〇号、一一二号

一一一 懲罰事犯の件についての採決の順序に関する例

一の事犯者につき、討論中に述べられた科すべき懲罰が二以上ある場合には、その懲罰の重いものから採決に付するのを例とする。

なお、一の事犯者につき、討論中に、懲罰を科すべきものでないとの意見と、公開議場における戒告の懲罰を科すべきものであるとの意見が述べられた場合に、懲罰を科すべきものでないとするものから採決に付した次のような例がある。

第五回国会懲罰委員会（昭和二十四年五月二十三日）において、議員星野芳樹君懲罰事犯の件の審査に当たり、討論中に、公開議場における戒告の懲罰を科すべきものであるとの意見と、懲罰を科すべきものでないとの意見が述べられたので、採決に当たり、委員長太田敏兄君は、まず、懲罰を科すべきものでないとするものから採決に付した。

また、数人の事犯者に係る懲罰事犯の件について採決する場合に、討論中に述べられた科すべき懲罰の重い者から採決に付した次のような例がある。

第六回国会懲罰委員会（昭和二十四年十月三十一日）において、議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件の採決に当たり、委員長太田敏兄君は、委員会に諮り、討論中に述べられた科すべき懲罰の重

い者から、すなわち中西功君（除名、登院停止三十日）、カニエ邦彦君（登院停止三十日）、金子洋文君（登院停止二十五日）、板野勝次君（登院停止二十日）の順に表決に付した。

参照 一〇〇号、一一一号、諸表一〇

規第二四一条

一一三 公開議場における戒告又は陳謝の懲罰を科すべきものと議決したときは、委員会においてその文案を起草する

懲罰委員会において、公開議場における戒告又は陳謝の懲罰を科すべきものと議決したときは、同委員会が戒告文案又は陳謝文案を起草する定めである。その例を挙げれば次のとおりである。

第四回国会懲罰委員会（昭和二十三年十二月二十二日）において、議員中西功君に対し、公開議場における戒告の懲罰を科すべきものと議決した後、委員長太田敏兄君は、戒告文案の起草を委員長に一任されたい旨を発議したところ、委員会はこれを可決した。

第五回国会懲罰委員会（昭和二十四年五月二十三日）において、議員星野芳樹君に対し、公開議場における戒告の懲罰を科すべきものと議決した後、委員長太田敏兄君は、戒告文案の草案を朗読しこれについて諮ったところ、委員会はこれを可決した。

一一四 懲罰事犯の件を審査するときは、議員及び報道関係者のほかは、傍聴を許さないのを例とする

懲罰委員会において懲罰事犯の件を審査するときは、議員及び報道の任務に当たる者のほかは、傍聴を許さないのを例とする。

参照 一七五号

一一五 懲罰事犯の件を継続審査した例

第五回国会昭和二十四年五月三十日に懲罰委員会に付託された議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件は、同国会閉会中同委員会において継続審査し、第六回国会においては何らの手続を経ずに引き続き審査を行い、十月三十一日その審査を終わった。

(注) 本例は、改正前の国会法第四十七条及び第六十八条の規定により行われたものであるが、第二十八回国会における国会法の一部改正(昭和三十三年法律第六十五号)により、同法第四十七条及び第六十八条に懲罰事犯の件は閉会中もおこなうこれを審査することができ、かつ、閉会中審査した懲罰事犯の件は後会に継続する旨

明文の規定が置かれた。

参照 二九八号

第十款 調査事件

一一六 常任委員会は、調査を行おうとする事件について、あらかじめ議決するのを例とする

常任委員会は、付託案件のほか、その所管に属する事件について、調査をすることができる定めである。

常任委員会がその所管に属する事件について調査を行うに当たっては、あらかじめ、調査を行おうとする事件について議決するのを例とする。

国第一〇〇四條
第一〇〇四條
第二〇〇四條
第三〇〇四條
議証第一〇五條
規第一八〇條
第一八六條
「国第五四條」
「国第八〇條」

国第四八條
規第四二條
「国第五四條」
「国第八〇條」

一一七 調査事件調査の方法

委員会が調査事件につき調査を行うには、調査事項を定め、関係政府当局から説明を聴取し、必要に応じて証人又は参考人から証言又は意見を聴き、質疑を行い、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出を求め、あるいは、委員を派遣する等の方法により調査するのを例とする。

参照 三二八号

第三節 発言

一一八 委員会において発言するには、その都度、委員長の許可を受けることを要する

委員会において発言するには、その都度、委員長の許可を受けることを要する。委員長の許可を受けない発言は、正規の発言とはならない。

(注) 障がい有する委員について、代理者又は電子機器の音声による発言を認めた例がある。

第二章 会議

第二節 案件の審査及び調査
第三節 発言 (一一八)

第十款 調査事件 (一一六、一一七)

一一五

一一九 委員の発言は、通告なしに行うのを例とする

委員が発言しようとするときは、委員会において口頭により要求するのを例とするが、委員長が議事整理上必要があると認めるときは、あらかじめ発言の通告を求めた例もある。

参照 一一八号、一三四号、一三九号

一二〇 発言時間の制限は、全ての発言者の発言に先立って行うのを例とする

質疑、討論その他の発言につき、時間を制限するには、それぞれ全ての発言者の発言に先立って行うのを例とするが、次のような例もある。

第十六回国会電気通信委員会（昭和二十八年七月二十四日）において、公衆電気通信法案外二件の質疑に当たり、委員久保等君が質疑を行った後、委員長左藤義詮君は「なお久保委員が若干の質疑を残しておられるようでございますので、本日の午後は三時から再開をいたしまして、三法案の取扱について御懇談をいたしたいと存じます。明日一時間程度で残余の質疑をして頂きます

明日の午前中に討論、採決をするような日程にいたしたいと思えます。御異議ございませんか。」と諮ったところ、委員会はこれを可決した。

第五回国会農林委員会（昭和二十四年五月二十三日）において、食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案の討論に当たり、委員板野勝次君の討論の後、残り三人の各討論時間につき、委員長楠見義男君は「誠に不本意でありますけれども、時間も迫りましたので、討論の時間は五分以内に制限いたしたいと思えますが、御異議ございませんか。」と諮ったところ、委員会はこれを可決した。

なお、質疑又は討論以外の発言について、時間制限を行った例を挙げれば次のとおりである。

(一) 委員長不信任の動議の趣旨説明について時間制限を行った例

第十六回国会予算委員会（昭和二十八年七月三十日）において、委員岡田宗司君提出の委員長青木一男君不信任の動議の趣旨説明を前日に引き続いて岡田宗司君が行うに当たり、委員小林英三君は、趣旨説明の時間を十分以内とするこの動議を提出したところ、委員会はこれを可決した。

(二) 他の委員会の委員長の発言について時間制限を行った例

第十回国会内閣委員会（昭和二十六年六月二日）において、北海道開発法の一部を改正する法律案の審査に当たり、委員溝淵春次君は、予算委員長波多野鼎君及び人事委員長木下源吾君の発言時

間をそれぞれ十五分以内とすることの動議を提出したところ、委員会はこれを可決した。

参照 一二一号、一二三号、一三一号、諸表一

一一二 発言時間をあらかじめ各会派に割り当てた例

(一) 委員会において割り当てた例

第十六回国会労働委員会（昭和二十八年七月二十八日）において、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案の審査に当たり、委員長栗山良夫君は、委員会に諮り、質疑時間（答弁時間を含まない。）を次のとおり各会派に割り当てた。

日本社会党（第四控室）	六時間
日本社会党（第二控室）	六時間
改進黨	二時間
無所属クラブ	二時間
各派に属しない委員	二時間

その他同例がある。

(二) 理事会において割り当てた例

第四十一回国会大蔵委員合理事会（昭和三十七年八月二十三日）において、同日の委員会における租税及び金融等に関する調査についての大蔵大臣田中角榮君に対する質疑時間を、次のとおり各会派に割り当てた。

日本社会党	六〇分
公明会	二〇分
民主社会党	一〇分
第二院クラブ	一〇分
日本共産党	一〇分

その他同例が多い。

- (注) 1 予算委員会における質疑時間の割当てについては「二三五 予算委員会における質疑に関する例」参照
- 2 証人に対する尋問時間の割当てについては「二六七 証人に対する尋問時間をあらかじめ委員長及び各会派に割り当てた例」参照

参照 一一二〇号

一一二 議長の委員会への出席発言に関する例

議長は、議院運営委員会に出席するのを例とし、必要に応じて発言する。

議長が懲罰委員会に出席し、発言した次のような例もある。

第五回国会閉会後の懲罰委員会（昭和二十四年六月二日）において、議長松平恒雄君は、議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件について説明を行った。

第七回国会懲罰委員会（昭和二十五年四月四日）において、議長佐藤尚武君は、議員小川友三君懲罰事犯の件について説明を行った。

第十三回国会懲罰委員会（昭和二十七年七月二十八日）において、議長佐藤尚武君は、議員岩間正男君外十六名懲罰事犯の件について説明を行った。

また、議長が連合審査会に出席し、発言した次のような例もある。

第三十四回国会議院運営、地方行政、法務委員会連合審査会（昭和三十五年二月二十三日）において、議長松野鶴平君は、国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案に関し、同案の取扱いに関する件について説明を行った。

一一三三 委員長が委員会を代表して他の委員会に出席し発言するには、委員会又は理事会の決定に基づいてこれを行うのを例とする

委員長が委員会を代表して他の委員会に出席し発言するには、委員会又は理事会の決定に基づいてこれを行うのを例とするが、委員会又は理事会において決定することなく意見を述べ、委員会において事後報告を行った次のような例もある。

第十三回国会大蔵委員会（昭和二十七年五月八日）において、塩専売法の一部を改正する法律案の審査に当たり、水産委員長木下辰雄君は、特定魚類の塩蔵用塩の特別価格設定について意見を述べ、同月十四日の水産委員会において事後報告を行った。

○委員長の他の委員会における発言に関する議院運営委員会決定

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年十一月二十五日）

参議院規則第四十三条による委員長の発言は、討論を含まないこと、及び委員長の資格でその所管事項についてのみこれを行うことと解釈する。

参照 一三号、一六九号

一二四 委員外議員の発言に関する例

委員会は、委員でない議員から意見を聴き、又は発言を許可することができる定めである。

委員外議員の発言については、次のような例がある。

(一) 委員外議員の意見を求めた例

第二十二回国会閉会後の農林水産委員会（昭和三十年十一月十一日）において、台風第二十二号及び第二十三号による被害状況の調査に当たり、委員長江田三郎君は、委員会の決定に基づき委員外議員有馬英二君の発言を求めたところ、同君は台風による被害状況について説明を行った。その他同例がある。

(二) 委員外議員の発言を許可した例

第一回国会司法委員会（昭和二十二年九月十六日）において、行刑状況に関する調査に当たり、委員外議員小野哲君が発言の許可を求めたので、委員会はこれを許可し、同君は希望意見を述べた。その他同例がある。

第二回国会労働委員会（昭和二十三年六月二十四日）において、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の審査に当たり、委員外議員田中利勝君が発言の許可を求めたので、委員会はこれ

を許可し、同君は質疑を行った。

その他同例がある。

第十三回国会経済安定委員会（昭和二十七年六月十日）において、外資に関する法律の一部を改正する法律案の審査に当たり、委員外議員小林政夫君が発言の許可を求めたので、委員会はこれを許可し、同君は修正希望意見を述べた。

その他同例がある。

なお、委員外議員の発言を時間を限って許可した次のような例がある。

第二回国会予算委員会（昭和二十二年十二月十一日）において、昭和二十二年度一般会計予算補正（第十二号）外一件の審査に当たり、委員外議員中野重治君が発言の許可を求めたのに対し、委員長櫻内辰郎君は、委員会に諮り、質疑時間を答弁を含め十五分に限ってこれを許可した。

第十九回国会文部委員会（昭和二十九年四月十三日）において、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一件の審査に当たり、委員外議員安部キミ子君が発言の許可を求めたのに対し、委員長川村松助君は、委員会に諮り、発言は各会派に割り当てた質疑時間内で行うこととしてこれを許可した。

また、法律案の審査中委員外議員の出席、発言を認めた例がある。

第九十五回国会及び第九十六回国会公職選挙法改正に関する特別委員会理事會において、「公職選挙法の一部を改正する法律案の審査中、本委員会に委員の割当のない第二院クラブ及び一の会の所属議員各一名の委員会出席を認めるものとする。この場合、あらかじめ委員長にその氏名を届け出るものとする。」との申合せを行い、委員長から委員会に報告した。同案の審査中、委員外議員青島幸男君及び中山千夏君は同委員会に出席し、第九十六回国会において両君は委員会の許可を得て質疑を行った。

一二五 委員の発言中に不穏当な言辞がある場合の措置に関する例

委員の発言中に、国会法又は参議院規則に違い、その他委員会の秩序をみだし又は議院の品位を傷つける言辞があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。委員長が取消しを命じた発言は、これを提供する会議録に掲載しない定めである。

委員の発言中に不穏当な言辞があると思われるときは、委員長は、速記録を調査の上処置する旨を告げるのを例とする。

調査の結果不穏な言辞があったときは、委員長は、これを提供する会議録に掲載しない。

- (一) 委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穏な箇所を提供する会議

録に掲載しなかつた例

第二十六回国会文教委員会（昭和三十二年四月十八日）において、教育、文化及び學術に関する調査のうち愛媛県における勤務評定に伴う小中学校長の懲戒処分に関する件の調査に当たり、委員松澤靖介君の発言の後、委員長岡三郎君が「先ほどの松澤君の発言中に、やや不適当な点があると委員長は判断いたしました。これは速記録を見なければ明確にはわかりませんが、そういうふうに感じましたので、松澤君に了解を求めますが、そのような点があつた場合には、委員長においてこれを適当に処理するということでもよろしゅうございませうか。」と述べたところ、委員松澤靖介君が「けっこうです。私の不穏の言葉があつたとすれば、それは、私の言い方が悪いかと思いますので、よろしくお取り計らい願います。」と述べたので、委員長は調査の結果、不穏な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

以後同例がある。

(二) 他の委員の指摘により、委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、不穩

当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例

第二十六回国会社会労働委員会（昭和三十二年三月二十六日）において、健康保険法等の一部を改正する法律案外三件の審査に当たり、委員坂本昭君の発言の後、委員榊原亨君が「ただいまの坂本委員の御発言中、不穩当な箇所がございましたならば、委員長においてお調べを願つて適當な御処置を願いたいと思います。」と述べたところ、委員長千葉信君は「承知いたしました。もしそういう事実がございましたら、委員長において適當に処理いたします。」と述べ、調査の結果、不穩当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた。

以後同例がある。

(三) 発言した委員の申出により、委員長が調査の上処置する旨を告げ、調査の結果、

不穩当な箇所を提供する会議録に掲載しなかつた例

第四十三回国会農林水産委員会（昭和三十八年二月二十一日）において、狩猟法の一部を改正する法律案の審査に当たり、委員大森創造君が「午前中の私の発言で、……不適當なところがあつたら、……委員長におまかせいたしますから、適當にひとつ訂正なりしていただきます。」と述べたところ、委員長櫻井志郎君は「委員長において速記録を調べて善処いたします。」と述べ、調

査の結果、不穩当な箇所を提供する会議録に掲載しなかった。

その他同例がある。

(注) 発言者が自己の発言につき自らこれを取り消しても、委員長が不穩当な言辞があつたと認めその取消しを命じない限り、そのままこれを提供する会議録に掲載する。

参照 一五二号、二七五号、三〇五号

一二六 発言した委員から発言の訂正を求められたときは、委員長がこれを決する

発言した委員は、会議録について、各議員への提供がなされた日の翌日の午後五時までには、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。会議録の訂正に対して委員が異議を申し立てたときは、委員長は、討論を用いないで委員会に諮りこれを決する定めである。

発言した委員から発言の訂正を求められたときは、必要に応じ理事会に諮って、委員長がこれを決する。

(注) 1 発言の訂正は、会議録の電磁的記録が作成される前であれば訂正の上作成し、作成された後であれば次号以降の会議録の末尾に訂正部分を掲載する。

2 発言者が委員会において自己の発言につき自らこれを訂正する旨を述べても、委員長がこれを訂正として処置しない限り、そのままこれを会議録に掲載する。

参照 一五三号、三〇七号

第四節 動議

一二七 動議は、委員会において、口頭により提出するのを例とする。
る

動議は、委員会において、口頭により提出するのを例とする。ただし、委員長不信任の動議は、文書により一人以上の賛成者とともに連署して提出するのを例とする。

参照 諸表一一一

一二八 動議の成立に関する例

動議は、一人以上の賛成者又は賛成の声を待って議題とするのを例とするが、別に異議がない場合には、賛成の声もなしに議題とした例も少なくない。また、修正の動議は、賛成者なしに議題とするのを例とする。

参照 一四七号

一二九 先決動議は、直ちに議題とする

休憩の動議、散会の動議、秘密会とするの動議、質疑終局の動議、討論終局の動議等議事進行上先決を要する動議は、先決問題とし、直ちに議題とする。

なお、委員長不信任の動議は、先決動議として取り扱うのを例とする。

参照 一三〇号

一三〇 競合した先決動議を議題とする順序は、委員長がこれを決定する

競合した先決動議を議題とする順序は、各動議の性質により、委員長がこれを決定する。

参照 一一九号

一三一 動議について趣旨説明を行った例

修正の動議及び委員長不信任の動議については、趣旨説明を行うのを例とするが、その他の動議について趣旨説明を行った次のような例もある。

第十三回国会建設委員会（昭和二十七年五月二十七日）において、道路整備特別措置法案の討論に当たり、委員赤木正雄君は、附帯決議の動議を提出し、趣旨説明を行った。

その他同例が多い。

第二十四回国会文教委員会（昭和三十一年五月十五日）において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一件の審査に当たり、委員荒木正三郎君は、同月十二日の文教委員会公聴会に出

席した公述人林知義君を同委員会に証人として出頭を求めることの動議を提出し、趣旨説明を行った。

以後同例がある。

第二十六回国会社会労働委員会（昭和三十二年五月十六日）において、社会保障制度に関する調査のうち保健所職員の待遇の改善に関する件の調査に当たり、委員高野一夫君は、保健所強化に関する決議の動議を提出し、趣旨説明を行った。

その他同例がある。

参照 一二〇号、一四七号、諸表一一

（規第四二条）

一三二 動議に対し質疑、討論を行った例

（一） 質疑を行った例

第二十一回国会地方行政委員会（昭和三十年一月二十四日）において、地方行政の改革に関する調査に当たり、委員小林武治君から提出された競輪、モーターボート等の施行認可に関する決議の動議について、委員須藤五郎君は、同君に対し質疑を行った。

第二十三回国会内閣委員会（昭和三十年十二月十五日）において、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の討論に当たり、委員島村軍次君から提出された修正の動議について、委員菊川孝夫君、田畑金光君及び吉田法晴君は、同君に対し質疑を行った。

その他同例がある。

第四十回国会社会労働委員会（昭和三十七年三月二十七日）において、医療金融公庫法の一部を改正する法律案が可決された後、委員鹿島俊雄君から提出された附帯決議の動議について、委員勝俣稔君は、同君に対し質疑を行った。

以後同例がある。

（二） 討論を行った例

第十六回国会予算委員会（昭和二十八年七月三十日）において、同月二十九日の同委員会において委員岡田宗司君から提出された予算委員長青木一男君不信任の動議に対し、委員小林英三君及び高橋進太郎君は討論を行った。

その他同例がある。

第二十回国会電気通信委員会（昭和二十九年十二月三日）において、電波行政に関する調査のうちマイクロウェーブ通信網に関する件の調査に当たり、委員上林忠次君から提出された我国電波政策に

関する決議の動議に対し、委員山田節男君及び久保等君は討論を行った。
その他同例がある。

第二十六回国会予算委員会（昭和三十二年三月二十八日）において、昭和三十二年度一般会計予算外二件の審査に当たり、同月十四日の同委員会で委員栗山良夫君から提出された前農林大臣河野一郎君を同委員会に証人として出頭を求めるとの動議に対し、委員左藤義詮君、小林孝平君、曾祢益君及び八木幸吉君は討論を行った。

その他同例がある。

第四十三回国会社会労働委員会（昭和三十八年三月二十八日）において、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法案が可決された後、委員藤田藤太郎君から提出された附帯決議の動議に対し、委員鹿島俊雄君は討論を行った。

その他同例がある。

参照 諸表一一一

(規第九〇条)
の二

一三三三 委員会の議題となった動議の撤回に関する例

委員会の議題となった動議を撤回するには、委員会において動議提出者がその旨を述べ、別に異議がない場合には、委員長は、委員会に諮ることなく撤回されたものとして取り扱うのを例とする。

参照 一五一号

第五節 質疑

一三四 質疑者の順序に関する例

質疑は、発言を求めた順序により、委員長がこれを許可する定めであるが、理事会において、あらかじめ申出のあった質疑希望に基づき、各会派の所属委員数等を考慮して定めた順位により、委員から順次発言を求め、委員長がこれを許可した例が多い。

参照 一一九号、一三五号、一三六号

規第四二条
の八
の八

一三五 予算委員会における質疑に関する例

予算委員会において質疑を行うに当たっては、理事会において、各会派に対し所属委員数等を考慮して質疑時間（答弁時間を含まない。）を割り当てるとともに、その質疑順位を定め、これを委員会に報告するのを例とするが、これを委員会に諮って決定した例もある。

各会派は、質疑者の氏名、質疑の順位、質疑時間及び出席を求める国務大臣等を記載した文書により、委員長に通告し、委員長は、これを質疑通告表に記載し、その順序により発言を許可するのを例とする。

参照 六五号―六七号、一三四号、一三六号

一三六 関連する質疑は、質疑者に異議がない場合に、委員長が適宜これを許可する

委員が質疑を継続中、他の委員が関連して質疑を求めたときは、質疑者に異議がない場合に、委員長が適宜これを許可する。

国第四八条
「国第五四
の四」

参照 一三四号

規第四八条
(規第二二条)
 「規第八〇条
 の八」

一三七 質疑の終局に関する例

質疑が終わったときは、委員長は質疑の終局を宣告する。この場合において、委員長は、委員会に諮り、質疑の終局を決定した例が少なくない。

なお、委員の動議により、質疑の終局を決定した例がある。

一三八 質疑終局の後、特に補充して質疑を行った例

(規第二三条)

質疑が終局した後は質疑を行うことはできないが、委員の申出により、委員長が、委員会に諮り、特に補充して質疑を行うことを許可した次のような例がある。

第二回国会財政及び金融委員会（昭和二十三年四月六日）において、証券取引法を改正する法律案の審査に当たり、前々回の委員会において質疑を終局していたが、委員木村禧八郎君から特に質疑を許可されたい旨の申出があり、委員長黒田英雄君は、委員会に諮ったところ異議がなかった

ので、これを許可した。

その他同例がある。

また、委員会の決定により、委員長が補充して質疑を行った次のような例がある。

第十三回国会予算委員会（昭和二十七年三月二十六日）において、昭和二十七年年度一般会計予算外二件の審査に当たり、前回の委員会において質疑を終局していたが、委員内村清次君から、自衛力の漸増計画の問題につき委員長において質疑を行うことの動議が提出され、委員長和田博雄君は、委員会に諮ったところ異議がなかったので、國務大臣大橋武夫君に対し質疑を行った。

参照 一三七号、諸表一三

第六節 討論

一三九 討論者の順序に関する例

討論は、修正案がない場合には、原案に反対、賛成の順序で交互に大会派から行うのを例とする。修正案がある場合の討論の順序は、次のとおりである。

（規第二六条）

第二章 会議

第五節 質疑
第六節 討論

（一三七、一三八）
（一三九）

一三七

(一) 質疑終局後、修正案の趣旨説明を行ったときの討論

質疑終局後討論に入る前に、修正案の趣旨説明を行ったときの討論は、原案に反対、賛成の順序で交互に大会派から行うのを例とするが、次のような例もある。

第二十二回国会社会労働委員会（昭和三十年七月十二日）において、齒科衛生士法の一部を改正する法律案の質疑終局後、委員長小林英三君は、委員榊原亨君（自由）提出の修正案を議題とし、趣旨説明を聴いた後質疑に入った。次いで、同月十四日の委員会において同案の討論に入り、委員常岡一郎君（緑風）（修正案反対、原案賛成）、加藤武徳君（自由）（修正案賛成、原案反対）、有馬英二君（民主）（修正案反対、原案賛成）、竹中勝男君（社四）（修正案賛成、原案反対）、相馬助治君（社二）（修正案賛成、原案反対）、長谷部ひろ君（無ク）（修正案賛成、原案反対）の順で討論を行った。

第二十四回国会社会労働委員会（昭和三十一年四月十三日）において、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案の質疑終局後、委員長重盛壽治君は、委員平林剛君（社会）提出の修正案を議題とし、趣旨説明を聴いた後討論に入り、委員高野一夫君（自民）（修正案反対、原案賛成）、田村文吉君（緑風）（修正案反対、原案賛成）、久保等君（社会）（修正案賛成、原案反対）の順で討論を行った。

(二) 討論に入った後、修正の動議が提出されるときにの討論

討論に入った後、修正の動議を提出しようとする委員の討論は、他の討論者に先立って行おうのを例とする。

この場合の他の討論者の討論は、原案に賛成の委員から行おうのを例とする。

なお、修正の動議を提出しようとする委員の討論を、他の討論者に先立って行わなかった次のような例もある。

第四十八回国会農林水産委員会（昭和四十年五月十一日）において、食料品総合小売市場管理法案の討論に当たり、委員渡辺勘吉君（反対）の討論の後、委員森八三二君は、修正の動議を提出し、討論を行った。

第五十一回国会文教委員会（昭和四十一年六月二十四日）において、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の討論に当たり、委員鈴木力君（反対）、玉置和郎君（賛成）の討論の後、委員辻武寿君は、修正の動議を提出し、討論を行った。

参照 一一九号、一四三号、一四七号

一四〇 討論者は、同一の議題について、一会派一人とするのを例とする

討論者は、同一の議題について、一会派一人とするのを例とするが、二人に及んだ次のような例もある。

第十九回国会閉会後の厚生委員会（昭和二十九年十一月二十九日）において、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の討論に当たり、委員高良とみ君（緑風）は修正の動議を提出して原案に対し反対討論を行い、また、委員河野謙三君（緑風）は修正案に対し賛成討論を行った。

第三十一回国会運輸委員会（昭和三十四年三月十九日）において、国内旅客船公団法案の討論に当たり、委員松浦清一君（社会）は賛成討論を行い、また、委員相澤重明君（社会）は附帯決議案を提出して賛成討論を行った。

第五十一回国会運輸委員会（昭和四十一年六月二十五日）において、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案の審査に当たり、質疑終局後、委員長江藤智君は、委員吉田忠三郎君外一名提出の修正案を議題とし、吉田忠三郎君は修正案について趣旨説明を行った。次いで討論に入り、

委員相澤重明君（社会）は修正案に対し賛成討論を行い、また、委員岡三郎君（社会）は原案に対し反対討論を行った。

参照 一四一号

一四一 討論は、同一の議題について、一人一回とするのを例とする
る

討論は、同一の議題について、一人一回とするのを例とするが、二回に及んだ次のような例もある。

第三回国会内閣委員会（昭和二十三年十一月三十日）において、郵政省設置法案外一件の討論に当たり、委員堀真琴君が反対討論を行ったところ、委員城義臣君が賛成討論を行い、堀真琴君の意見に反論したので、堀真琴君は再び討論を行った。

その他同例がある。

参照 一四〇号

一四二 討論は、案件の全部について行うのを例とする

討論は、案件の全部について行うのを例とするが、まず、案件の一部について討論を行い、次いでその残り全部について討論を行った次のような例もある。

第二回国会決算委員会（昭和二十三年六月三十日）において、国家行政組織法案の討論に当たり、委員山下義信君は「討論の順序といたしまして第十七条、第十八条、この二ヶ条に關しまする討論を先にして頂きまして、然る後に二ヶ条を除きました後の全部についての討論の順序でお進み願いたいと存じます。」との動議を提出したところ、委員会はこれを可決し、右の順序により討論を行った。

一四三 修正案は、原案と併せて討論を行うのを例とする

議案に対し修正案が提出されたときは、原案と併せて討論を行うのを例とする。

参照 一三九号、一四七号

(規第九三條)

一四四 討論者は、案件に対する賛否を明らかにする

討論者は、まず、案件に対する賛否を明らかにして、討論を行うのを例とする。

(規第五三條)

一四五 討論中に継続審査の動議を採決した例

第十三回国会内閣委員会（昭和二十七年七月二十四日）において、保安庁法案外二件の討論中、委員三好始君から三案を継続審査することの動議が提出され、委員長河井彌八君は、同君提出の動議を議題として採決したところ、委員会はこれを否決した。

第十三回国会地方行政委員会（昭和二十七年七月三十一日）において、集団示威運動等の秩序保持に関する法律案の討論中、委員高橋進太郎君から同案を継続審査することの動議が提出され、委員長西郷吉之助君は、同君提出の動議を議題として採決したところ、委員会はこれを可決した。

なお、同案を継続審査に付するの件は、議院の会議において議決するに至らなかった。

参照 二九六号

規第四八条
(規第三三條)
「規第八〇條
の八」

一四六 討論の終局に関する例

討論が終わったときは、委員長は討論の終局を宣告する。この場合において、委員長は、委員会に諮り、討論の終局を決定した例が少なくない。

なお、委員の動議により、討論の終局を決定した例がある。

第七節 修正

規第四六条

一四七 修正案の提出に関する例

議案を修正しようとする委員は、あらかじめ修正案を委員長に提出しなければならない定めである。

修正案をあらかじめ委員長に提出した委員は、質疑終局後討論に入る前に、修正の動議を提出し、修正案の趣旨説明を行うのを例とするが、質疑終局前に、又は討論に入った後、修正の動議を提出し、修正案の趣旨説明を行った例もある。

なお、修正案が法律案に対するもので予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものである場

合には、修正の結果必要となる経費を明らかにした文書を添えなければならぬ定めであるが、この場合の文書には、修正の結果必要となる経費の見込額又は歳入減となる見込額を記載する。

参照 一二八号、一三二号、一三九号

一四八 発議者が、その発議した法律案に対して修正案を提出した例

第二十二回国会内閣委員会（昭和三十年七月二十六日）において、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（千葉信君外五十二名発議）の討論に当たり、委員千葉信君は、同案に対する修正案を提出したところ、委員会はこれを可決した。以後同例がある。

参照 一六五号

一四九 小委員会の報告に係る修正案を議題とした例

第十三回国会厚生委員会（昭和二十七年四月二十四日）において、戦傷病者戦没者遺族等援護法案の審査に当たり、委員長梅津錦一君は、原案とともに引揚問題及び遺族援護に関する小委員会の報告に係る修正案を議題とし、討論の後、採決を行った。

その他同例がある。

参照 一九九号、二二六号

一五〇 修正に伴う字句等の整理を委員長に一任した例

第十九回国会農林委員会（昭和二十九年五月二十六日）において、酪農振興法案を修正議決した後、委員長長片柳眞吉君は、修正に伴う字句等の整理を委員長に一任されたい旨述べたところ、別に異議もなく、これを委員長に一任した。

一五一 修正案を撤回した例

第三回国会人事委員会（昭和二十三年十一月三十日）において、国家公務員法の一部を改正する法律案の討論に当たり、委員宇都宮登君から修正案が提出され、原案及び修正案に対する賛否の討論の後、委員小林英三君の要望により修正案の取扱いについて懇談を行った。委員会再開後、懇談の結果に基づき、委員宇都宮登君は、修正案を撤回する旨述べたところ、別に異議もなく、修正案は撤回された。

その他同例がある。

参照 一三三三号

第八節 内閣の意見聴取

一五二 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見聴取の時期 に関する例

国第五七条
規第三〇条
「国第五四
規第八〇条
の八」

委員会は、予算総額の増額修正、委員会の提出若しくは議員の発議に係る予算を伴う法律案又は法律案に対する修正で、予算の増額を伴うもの若しくは予算を伴うこととなるものについては、内閣に対して、意見を述べる機会を与えなければならない定めであるが、意見聴取の時期については次のとおりである。

(一) 予算に対する修正案

予算総額の増額修正案については、討論に入る前に内閣の意見を聴取するのを例とする。

(二) 委員会提出法律案

委員会が予算を伴う法律案を提出しようとする場合は、その旨の議決を行うに先立って内閣の意見を聴取するのを例とする。

(三) 議員発議案

議員の発議に係る予算を伴う法律案については、討論に入るまでに内閣の意見を聴取するのを例とする。その例を挙げれば次のとおりである。

第二十二回国会文教委員会（昭和三十年七月二十一日）において、女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案の審査に当たり、同案の質疑を終局した後、文部政務次官寺本廣作君から内閣の意見を聴いた。

その他同例がある。

第二十二回国会内閣委員会（昭和三十年七月二十三日）において、公共企業体職員等共済組合法案の審査に当たり、同案の趣旨説明を聴いた後、大蔵政務次官藤枝泉介君から内閣の意見を聴いた。その他同例がある。

第四十六回国会内閣委員会（昭和三十九年四月十四日）において、旧金鵝勲章年金受給者に関する特別措置法案の審査に当たり、同案の質疑中、総理府総務長官野田武夫君から内閣の意見を聴いた。

その他同例がある。

(四) 法律案に対する修正案

予算の増額を伴う修正案又は予算を伴うこととなる修正案については、質疑終局後これを議題とした場合には、討論に入る前に内閣の意見を聴取するのを例とする。

討論中にこれらの修正案が提出された場合には、討論が終局するまでに内閣の意見を聴取するのを例とする。

参照 五八号、一四七号

国第五七条
の三
「国第五四
条
の四」

一五三 内閣の意見は、所管の国务大臣からこれを聴くのを例とする

国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見は、所管の国务大臣からこれを聴くのを例とする。

(注) 政務次官から内閣の意見を聴いた例もある。

参照 一五二号

第九節 表決

一五四 採決は、案件ごとに行うのを例とする

数個の案件を一括して議題とし審査を行った案件についても、採決は案件ごとに行うのを例とするが、内容が関連し、又は簡単に委員の表決に支障を来さないものについては、一括して採決した例も少ない。

参照 五三号、五四号、一六二号、一六四号

一五五 採決は、挙手又は起立の方法によるのを例とする

採決を行うには、委員長は、まず、表決に付する問題を宣告する。

委員会における採決は、挙手又は起立の方法によるのを例とするが、異議の有無を諮ってこれを行った例も多い。

挙手又は起立により採決するときは、委員長は、問題を可とする者を挙手又は起立させ、挙手又は起

規第四九条
規第三七条
規第三八条
規第三九条
「規第八〇条の八」

立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

なお、記名投票によつた次のような例もある。

第一回国会鉱工業委員会（昭和二十二年十二月八日）において、臨時石炭鉱業管理法案の採決に当たり、委員長稻垣平太郎君は、採決の方法については記名投票によることとし、委員の氏名を記入した投票用紙に、賛成の諸君は「賛成」、反対の諸君は「反対」と記入願いたい旨述べ、投票の結果、賛成者が少数であつたので、否決の旨を宣告した。

（注）障がいをする委員について、起立に代えて挙手の方法による、又は介助者の代理による賛否の表明を認めたと例がある。

一五六 委員長が異議の有無を諮つたところ、反対と呼ぶ者があつたため、挙手により採決した例

第四十一回国会大蔵委員会（昭和三十七年九月二日）において、国民金融公庫法の一部を改正する法律案の継続審査要求の決定に当たり、委員長佐野廣君は「継続審査要求書を議長に提出致したいと存じますが、御異議ございせんか。」と諮つたところ「反対」と呼ぶ者があつたので、委員長は

賛成者の挙手を求め、多数でこれを決定した。
その他同例がある。

参照 一五五号

(国第五〇条)

一五七 委員長は、表決に加わらない

委員会においては、委員長は表決に加わらない。

参照 一五八号、一五九号

国第五〇条
(規第三五五条)
「国第五〇条
の四」

一五八 採決において過半数を算定するには、委員長を除く出席委

員全員を基礎数とする

委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する定めであるが、その過半数を算定するには、委員長を除き出席している委員全員を基礎数とする。

参照 四七号、一五七号

一五九 採決の結果可否同数となり、委員長が決した例

(一) 可と決した例

第十三回国会法務委員会（昭和二十七年四月二十八日）において、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法案を採決したところ、可否同数となったので、委員長小野義夫君は「可否同数と認めます。よって国会法第五十条により、本委員長は原案通り可決すべきものと決定いたします。」と宣告した。

その他同例がある。

(二) 否と決した例

第十三回国会内閣委員会（昭和二十七年七月二十二日）において、郵政省設置法の一部を改正する法律案及び郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案に対する委員波多野鼎君提出の修正案を採決したところ、可否同数となったので、委員長河井彌八君は「可否同数と認めます。委員長は国会法第五十条によりまして、可否同数の場合には、これを決定しなければならぬのであります。よって委員長はこれを否と決定いたします。」と宣告した。

その他同例がある。

参照 一五七号、一五八号、諸表一四

(規第三三條)

一六〇 修正案は、原案より先に採決する

修正案は、原案に先立つて表決に付する。

参照 一六一号

(規第四八條
(規第三〇條)

一六一 修正案が数個あるときは、その採決の順序は委員長が決定する

同一議案に対し修正案が数個あるときは、その採決の順序は委員長がこれを決定する。

数個の修正案が同一事項に関するものであるときは、委員長認定により、原案に最も遠いものから順次採決する。

参照 五三号、一六〇号、一六一号

一六二 数個の修正案に共通の部分がある場合の採決の方法に関する例

数個の修正案に共通の部分がある場合の採決は、案ごとにこれを行った例が多いが、次のような例もある。

- (一) 共通の部分を一の問題とし、共通でない部分を案ごとに各別の問題として採決し

た例

第六十三回国会文教委員会（昭和四十五年四月二十八日）において、著作権法案に対する委員安永英雄君及び須藤五郎君提出の両修正案の採決に当たり、両修正案には共通の部分があったため、まず、共通の部分を一の問題として表決に付し、これを否決した後、共通の部分を除いた安永君提出の修正案及び須藤君提出の修正案を順次表決に付し、いずれも否決した。その他同例がある。

- (二) 内容の大部分が重複した二個の修正案につき、共通の部分を原案に近い修正案に含めて採決した例

第十三回国会経済安定委員会（昭和二十七年六月二十八日）において、電源開発促進法案に対する

委員杉山昌作君及び奥むめお君提出の兩修正案の採決に当たり、兩修正案の内容は大部分が共通していたが、委員長佐々木良作君は「先ず原案に遠いところの奥君提出の修正案中、杉山君の修正案と異なる部分を問題として採決いたします。」と宣告し、採決したところ、委員会はこれを否決した。次いで委員長は「只今否決されました部分以外の奥君提出の修正案は杉山君提出の修正案の中に含まれておりますので、次いで杉山君提出の修正案を議題といたします。」と宣告し、採決したところ、委員会はこれを可決した。

その他同例がある。

参照 一五四号、一六一号

一六三 修正案が可決されたときは、修正部分を除いた原案について採決する

原案の一部修正を内容とする修正案が可決されたときは、その修正部分を除いた原案について採決する。
なお、全部修正をしたため、原案について採決しなかつた次のような例がある。

第十八回国会大蔵委員会（昭和二十八年十二月二日）において、租税特別措置法の一部を改正する法律案の採決に当たり、委員長大矢半次郎君は「なお、只今可決されました修正案は全部修正であります。よつて租税特別措置法の一部を改正する法律案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。」と宣告した。

参照 一六〇号

国第四八条

一六四 数個の議案に対するそれぞれの修正案を一括して採決した例

第十三回国会労働委員会（昭和二十七年七月十一日）において、労働関係調整法等の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案の採決に当たり、各案に対しそれぞれ各派共同修正案が提出されていたが、三修正案を一括して表決に付し、これを可決した後、修正部分を除いた原案についてもまた三件を一括して表決に付し、これを可決した。その他同例がある。

参照 五四号、一五四号

一六五 発議者が、その発議に係る法律案に対する修正案に賛成した例

第二十二回国会社会労働委員会（昭和三十年七月二十二日）において、優生保護法の一部を改正する法律案の採決に当たり、発議者である委員谷口彌二郎君、榊原亨君及び横山フク君は、委員山下義信君提出の修正案に賛成した。

その他同例がある。

参照 一四八号

一六六 会期が延長されたため、既に議院の会議において継続審査の議決があつた議案について採決を行った例

第二十六回国会社会労働委員会（昭和三十二年五月十九日）において、水道法案の審査に当たり、委員長阿具根登君は「水道法案については、きのうの委員会の決定に基づきまして、今期国会開会中審査を終了することを困難と認め、閉会中継続審査することとし、議院の承認を得たのであります

が、会期が一日間延長となりましたので、会期内において審査を進めることにいたします。」と述べて同案を議題とし、質疑の後、可決した。

なお、同案は、同日議院の会議において可決された。

参照 二九六号

第十節 決議

一六七 委員会における決議は、委員長が発議又は委員の動議によりこれを行う

委員会において決議を行うには、委員長の発議又は委員の動議によりこれを行うのを例とする。

参照 一三一号、一三三号、一六八号

一六八 附帯決議の動議は、議案採決の直後に提出するのを例とする

議案に対する附帯決議の動議は、議案採決の直後に提出するのを例とするが、討論の際にこれを提出した例もある。

参照 一六七号

一六九 他の委員会に対し申入れの決議を行った例

(一) 議案の修正について行った例

第七回国会地方行政委員会（昭和二十五年四月十三日）において、火薬類取締法案を審査中の通商産業委員会に対し、火薬庫近隣の火災による危険時の措置等の届出先について、関係消防機関をも付け加える修正を行うよう申し入れる旨の決議を行った。

なお、通商産業委員会においては、同月二十日地方行政委員長岡本愛祐君から右決議につき説明を聴き、同月二十五日法律の運用において決議の趣旨が達成されるよう配慮する旨の政府当局の発

言を記録にとどめた。

その他同例がある。

第十回国会農林委員会（昭和二十六年三月十三日）において、関稅定率法の一部を改正する法律案を審査中の大蔵委員会に対し、關稅定率法別表輸入稅表のうち、こうりゃん、とうもろこし及び大豆については、当分の間、同表の稅率にかかわらず無稅とするこゝの修正を行うよう、修正案文を添えて、申し入れる旨の決議を行った。

なお、文書をもつて申入れを受けた大蔵委員会においては、同月二十三日農林委員會議事片柳眞吉君から右決議につき説明を聴き、同月二十九日申入れどおりの修正案が提出され、これを可決した。その他同例がある。

(二) 議案に対する附帶決議について行った例

第十六回国会運輸委員会（昭和二十八年七月二十四日）において、中小企業金融公庫法案を審査中の通商産業委員会に対し、中小企業金融公庫の業務の方法、事業計画及び資金計画につき主務大臣が認可を行う場合には、運輸大臣に協議すること、ほか一項目の附帶決議を行うよう申し入れる旨の決議を行った。

なお、通商産業委員会においては、同日運輸委員會議事入交太藏君から右決議につき説明を聴いた

が、同趣旨の附帯決議は行わなかった。

第三十一回国会農林水産委員会（昭和三十三年十二月二十日）において、公共用水域の水質の保全に関する法律案外一件を審査中の商工委員会に対し、水質保全に関する行政機構及び試験研究機関を充実するとともに、仲介員の指定の厳正により、紛争処理を適正にし、損害の賠償又は救済に遺漏なからしめること、船舶の廃油による水質汚濁防止に遺憾なからしめることの附帯決議を行うよう申し入れる旨の決議を行った。

なお、文書をもって申入れを受けた商工委員会においては、同日、同趣旨の附帯決議を行った。

参照 一二三号

一七〇 委員会において決議を行ったときは、所管の国務大臣等が

所信を述べるのを例とする

委員会において決議を行ったときは、所管の国務大臣等が、その決議に対し所信を述べるのを例とする。

参照 一七一号

一七一 委員会の決議文を政府等に送付した例

委員会が、審査又は調査中の案件に関し決議を行った場合において、その決議文を関係国務大臣又は関係政府機関等に送付した次のような例が少なくない。

第四十九回国会閉会後の農林水産委員会（昭和四十年九月十日）において、農林水産基本政策に関する件について調査を行ったが、その際、農林畜水産関係物資の国鉄貨物運賃に関する決議を行い、委員長からその決議文を農林大臣坂田英一君、運輸大臣中村寅太郎君、経済企画庁長官藤山愛一郎君及び日本国有鉄道総裁石田禮助君に送付した。

なお、附帯決議については、決議文を送付しないのを例とする。

参照 一七〇号

第十一節 秘密会

一七二 秘密会においては、委員のほか、議員、国務大臣等及び政府当局者で議事に関係のある者並びに事務を執る職員以外の者の退場を命ずる

秘密会においては、委員長は、委員のほか、議員、国務大臣等及び政府当局者で議事に関係のある者並びに事務を執る職員以外の者の退場を命ずるのを例とするが、議事に関係のない議員の傍聴を認めたと次のような例も少なくない。

第二十六回国会農林水産委員会（昭和三十二年四月五日）において、日ソ漁業交渉に関する件について調査のため委員会を秘密会とするに当たり、委員長堀末治君は「議員、国務大臣、議事に関係のある政府当局者及び事務を執る職員以外の方の御退場を願います。」と宣告した。

参照 一七五号、諸表一五

(国第五二条)

一七三 小委員会又は連合審査会を秘密会とした例

小委員会又は連合審査会において、その議決によりこれを秘密会とした例がある。

(注) 小委員会又は連合審査会を秘密会とした事例については「二二〇 小委員会を秘密会とした例」、「二四一

連合審査会を秘密会とした例」参照

参照 諸表一五

一七四 秘密会の記録に関する例

秘密会においても全ての議事は速記法によって記録し、これを会議録に掲載するのであるが、特に秘密を要するものと議決した部分については、提供する会議録に掲載しない。

参照 二二一号、二四二号、三〇一号、三〇八号、諸表一五

規第五八条
規第五九条
(規第二五六条)
「規第八〇条
の八」

第十二節 傍聴

一七五 委員長は、委員会の傍聴を許可するのを例とする

委員会の傍聴は、議員のほかは委員長の許可を要する定めであるが、報道の任務に当たる者については、議院が交付する記者記事により別段の手續を要しないで、これを許可する取扱いである。

議員の紹介による者が所定の許可願を提出した場合には、委員長は、傍聴席に余裕のある限りこれを許可するのを例とするが、報道の任務に当たる者以外の者の傍聴を許可しなかった次のような例もある。

第五回国会議院運営委員会（昭和二十四年五月二十五日）において、委員長代理理事高田寛君は、秩序保持のため、報道の任務に当たる者以外の者の傍聴を許可しない旨を宣告した。以後同例がある。

また、傍聴券の発行をあらかじめ制限した次のような例もある。

第四十三回国会社会労働委員会（昭和三十八年七月六日）において、戦傷病者特別援護法案の審査に当たり、委員長鈴木強君は、理事会の協議により傍聴券の発行を二十三枚に制限し、これを各

国第五二条
（規第三三三條）
「国第五四條
の四」

党派に対し次のとおり割り当てた。

自由民主党	一〇枚
日本社会党	六枚
公明会	三枚
第二院クラブ	二枚
民主社会党	二枚

その他同例がある。

なお、分科会、小委員会、公聴会及び連合審査会の傍聴については、委員会の例に準ずる。

○国会法第五十二条の解釈に関する議院運営委員会決定

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年十一月二十五日）

国会法第五十二条第一項中の「議員」は、これを両議院の議員と解釈する。

参照 一一四号、一七七号、諸表一六

(国第五二条)

一七六 委員会におけるラジオ、テレビジョンによる実況放送等については、委員長の許可を要する

委員会におけるラジオ、テレビジョンの実況放送のほか、機器の設置を要する録音、録画及びニュース映画の撮影については、その都度委員長の許可を受けることを要する。ただし、特定の案件の審査期間を通じて委員長があらかじめこれを許可した例もある。

なお、分科会、小委員会、公聴会及び連合審査会については、委員会の例に準ずる。

参照 一七五号、一六四号

一七七 秩序保持のため傍聴人に退場を命じた例

第五回国会議院運営委員会(昭和二十四年五月二十三日)において、会期延長の件の審査に当たり、理事矢野西雄君は、会期を二日間延長することの動議を提出したところ、議場騒然となり議事の進行が困難となったため、委員長梅原眞隆君は「委員外の方の御退場を願います。」と宣告した。以後同例がある。

国第五二条
規第三二条
(規第三〇条)
「国第五四
の四」
「規第八〇
の八」

第七回国会在外同胞引揚問題に関する特別委員会（昭和二十五年三月十六日）において、在外同胞引揚問題に関する調査のうちソ連地区残留同胞実態調査に関する件（所謂徳田要請事件）の調査に当たり、傍聴中の衆議院議員が、委員長の制止にもかかわらず委員の発言を妨害し、委員会の秩序を乱し、議事の進行を困難ならしめたため、委員長岡元義人君は、これに退場を命じた。その退場については、衛視がこれを執行した。

なお、同委員長は、委員会に諮った上、本件について衆議院が適切な措置を採ることを要請するよう議長佐藤尚武君に対し申入れを行った。その他同例がある。

参照 一七五号、諸表一六